

登録建築家申請説明書 2023年度版

(実績認定用)

「認定申請」 受付期間

2023年10月2日（月） ～ 2024年1月31日（水）

「再登録申請」 受付期間

2023年11月1日（水） ～ 2024年1月31日（水）

「登録更新申請」 受付期間

2023年11月1日（水） ～ 2024年1月31日（水）

登録建築家申請説明書 2023 年度版

(実績認定用)

- § 1. 登録建築家について 1ページ
 - 1-1 建築家認定評議会議長とJIA会長のメッセージ
 - 1-2 登録建築家とは

- § 2. 認定・登録の申請に際して 3ページ
 - 2-1 実績評価による認定の条件 (概要)
 - 2-2 郵送提出物の送付先

- § 3. 総合ガイダンス 5ページ
 - 3-1 「登録建築家」登録システムの全体フローチャート
 - 3-2 認定申請から登録・更新までのガイダンス
 - 3-3 認定申請から登録・更新までのフローチャート
 - 3-4 再登録のガイダンス
 - 3-5 再登録のフローチャート

- § 4. 各申請書類、記入例及び記入要領 19ページ
 - 4-1 記入要領
 - 1. 留意事項 2. 記入要領
 - 参考1：実務訓練プログラムの内容
 - 参考2：PUBDIS 施設用途分類表より
 - 4-2 記入例

- § 5. 登録建築家制度に関するQ&A 35ページ

- ◆関連規則・細則 36ページ
 - ・建築家資格制度規則
 - ・建築家資格制度に関する細則
 - ・(公社)日本建築家協会 継続職能研修 (CPD) 規則
 - ・(公社)日本建築家協会 継続職能研修 (CPD) 細則

- ◆参考資料 50ページ
 - ・登録建築家証 見本
 - ・建築家の業務における国際的な職能規範の勧告に関するUIA協定
 - － 序文・前文・プロフェッショナリズムの4原則
 - － UIAアコードと各勧告ガイドライン その骨子概要
 - － ガイドライン紹介1：「建築家の業務の登録/免許/認定」の一部
 - － ガイドライン紹介2：「倫理および行動」

1. 登録建築家について

1-1 建築家認定評議会議長とJIA会長のメッセージ

建築物は、規模や用途の違い、あるいは所有形態に関わらず、それが建つこと自体の社会的な影響がとても大きな存在です。また、都市生活の基盤として、あるいは街並みや景観を構成する要素として、そして歴史を継承する記憶装置として、人々の生活を豊かにする、すぐれて文化的な資産です。

建築家は依頼主に対して、安全で美しく快適な建物を提供する責任を負うとともに、社会に対しても、都市に文化的価値を与え、豊かな生活環境を生み出す責任を負っています。

「登録建築家」とは、これらの責任を全うする、国際建築家連合(UIA)基準に則った建築家資格であり、これを名乗る者の資質・能力・倫理性を担保する制度です。厳格な規則・細則を設け、継続職能研修(CPD)を課すなど、客観性・透明性の高い公正な資格認定と、更新制度による資格の維持管理を行っています。社会から信頼される建築家の資格を目指して、UIA加盟団体である公益社団法人 日本建築家協会(JIA)が第三者性のある「建築家登録認定機関」を設置し、その「建築家認定評議会」が認定・登録にあたります。

JIAの正会員で未登録の方は皆さん必ず、認定・登録の申請をして下さい。JIA会員でない皆様も、一定の要件のもと、登録建築家の申請が可能ですので、ぜひ認定および登録の申請をしていただけるよう、お願い申し上げます。

建築家認定評議会議長 古谷誠章

建築家の業務は依頼者から依頼されて初めて成立するサービス業です。そのサービスのクオリティを高めて依頼者の満足と信頼を勝ち得るには日頃より自己研鑽に励み、感性を磨き、時代や社会に変化に対応できる知識と経験を身につける必要があります。それと同時にプロフェッショナルとしての倫理観も当然のことながら持ち合わせていなくてはなりません。

このように建築家が持ち合わせていなければいけない能力と資質について、全世界で共通に理解されているのがUIA基準です。JIA 日本建築家協会では、このUIA基準に則り、自ら建築家としての資質を高めようと決意し努力する建築家を登録建築家として認証する制度を2003年に作りました。登録建築家は、自称建築家とは異なり、建築家資格制度が認証する高い理念と資質と倫理観をもった建築家であることが証明されます。

建築家としての高みをめざし、質の高いサービスを提供し、責務を全うしようと考えている皆さんは、是非登録建築家となって誇りをもって活動を展開して頂きたいと思います。

公益社団法人 日本建築家協会会長 佐藤尚巳

1-2 登録建築家とは

(公社)日本建築家協会(JIA)はその前身(JAA)以来、戦後復興期に成立した建築士法が、我が国の設計監理業務のあるべき姿にもはやそぐわず、消費者保護や資格の国際相互認証の観点からもその抜本的改正が必要であると考え、望ましい建築設計者の資格制度に向けた研究を重ねてきました。その成果として、国際建築家連合(UIA)協定に準拠する「建築家資格制度」を将来の建築士法改正へのモデルとして創設し、2003年度からJIA正会員を対象に「登録建築家」資格の認定および登録を開始しました。

また、2009年度からはJIA会員以外の専業建築家の方々の登録について、さらに現在は専業建築家としての5年以上の経験を持ちながら現在は専業の職域にない方の、専業になることの誓約等の条件のもとでの認定(登録の前段階)について、門戸を開き、第三者的な機関のもとに運営しております。

今日までに「岐南町新庁舎(2012年)」「南5西4・Nビル新築工事(2019年)」「西尾市生涯学習センター(2023年)」の3つの公募型設計コンペと「阿久根市民交流センター(2013年)」「春日井市ことぶき町公民館(2014年)」「伊佐市庁舎(2020年)」の3つの公募型プロポーザルで、この登録建築家の資格が参加要件のうちの実績条件への代替として採用され、「旭川市総合庁舎(2017年)」の例では参加者の体制の評点加算対象となりました。PUBDIS(公共建築協会が運用する技術者情報データベース)に表記できる取得資格ともなっており、このような動きが今後さらに広がるのが期待されます。

本制度の目的

本制度は、設計者が依頼者の利益を守り、良質な社会資産を構築するための社会的役割を全うするための制度です。その目的の実現には「倫理性」「技術能力」「建築や都市の文化的水準を高める資質・能力」「建築の公益性への理解」等とともに、専門家としての公正な判断を下すための「自律性・第三者性」が設計者に求められます。

この考え方を骨子に、UIA国際推奨基準にもとづく「実務訓練制度」「認定登録制度」「継続教育制度」「登録更新制度」を備えることで、将来的に国家資格となった段階では建築設計資格の国際相互認証にも対応可能な国際標準の制度としています。

中でも、実務訓練制度は、欧米の建築家実務訓練と同様のシステムであり、実績認定を受けた登録建築家が次代を担う建築家を訓練し、優れた建築家を育成する制度です。

従って、登録建築家は建築家を目指す建築設計者の指導者としての役割も担っていただくことになります。

建築に関する依頼者の保護、優れた空間や都市環境という公益の保護、これらの指標となるこの制度に、多くの建築設計者の方々にご参加いただき、建築設計資格の国際化と建築家の国家資格の実現を目指したいと考えます。

§ 2. 認定・登録の申請に際して

2-1 実績評価による認定の条件 (概要)

詳細は規則・細則をご覧ください。

下記の全てに該当していること

- 1) 一級建築士であり、かつ法定定期講習の受講義務がある場合はこれを修了している者。
- 2) 一級建築士資格を取得後、専ら設計監理業務につき統括的立場 (*1) を含む最低5年以上の実務経験を有する者。
- 3) 上記実務経験が契約書を交わし、かつ第三者性および自律性 (*2) を有して行われたものであること。
- 4) 登録建築家としての倫理性を有すると判断され、かつ登録後の業務における第三者性および自律性 (*2) が担保されている者。
- 5) 登録建築家として必要な「建築や都市の文化的水準を高める資質・能力」を有すると判断される者。
- 6) 規則第 17 条に定める「欠格事由」に該当しない者。

*1 「統括的立場」とは、設計・監理の全体を掌握して取りまとめ、建築的成果の責任者あるいはその一員となる立場を言います。

*2 「第三者性及び自律性」とは、ここでは「利害の衝突」 (*例：施工業との兼業でないこと) により依頼者に不利を生じさせない立場を言います。

2-2 郵送提出物の送付先

JIA会員は所属する支部の支部建築家資格制度実務委員会に、JIA会員以外の申請者は勤務先所在地を所管する支部建築家資格制度実務委員会 (下記) に郵送お願いします。

・勤務先所在地が 北海道の方

JIA北海道支部建築家資格制度実務委員会

060-0806 北海道札幌市北区北6条西6丁目2番地 設計会館701号

TEL 011-788-7491 FAX 011-788-7470

・勤務先所在地が 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県の方

JIA東北支部建築家資格制度実務委員会

980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町4-1-1 オークツリー一番町4F

TEL 022-225-1120 FAX 022-213-2077

・勤務先所在地が 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県の方

JIA関東甲信越支部建築家資格制度実務委員会

150-0001 東京都渋谷区神宮前2-3-18 JIA館

TEL 03-3408-8291 FAX 03-3408-8294

・勤務先所在地が 静岡県、愛知県、三重県、岐阜県の方

JIA東海支部建築家資格制度実務委員会

460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル5F

TEL 052-263-4636 FAX 052-251-8495

・勤務先所在地が 富山県、石川県、福井県の方

JIA北陸支部実建築家資格制度務委員会

920-0805 石川県金沢小金町3-31

TEL 076-229-7207 FAX 076-229-7208

- ・勤務先所在地が 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の方
JIA近畿支部建築家資格制度実務委員会
541-0051 大阪府大阪市中央区備後町2-5-8 綿業会館4F
TEL 06-6229-3371 FAX 06-6229-3374
- ・勤務先所在地が 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県の方
JIA中国支部建築家資格制度実務委員会
730-0013 広島県広島市中区八丁堀5-23 オガワビル201号
TEL 082-222-8810 FAX 082-222-8755
- ・勤務先所在地が 徳島県、香川県、愛媛県、高知県の方
JIA四国支部建築家資格制度実務委員会
780-8085 高知県高知市大谷公園町20-1
TEL 088-855-8068 FAX 088-855-6260
- ・勤務先所在地が 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の方
JIA九州支部建築家資格制度実務委員会
810-0022 福岡県福岡市中央区薬院1-4-8 あづまビル 2F
TEL 092-761-5267 FAX 092-752-2378
- ・勤務先所在地が 沖縄県の方
JIA沖縄支部建築家資格制度実務委員会
901-2101 沖縄県浦添市西原1-4-26 沖縄建築会館
TEL 098-943-8949 FAX 098-943-9727

3-2. 認定申請から登録・更新までのガイダンス

これは皆様が登録建築家になるための総合案内書です

登録までの手続きをよくお読み下さい。内容に対してのお問合せは、建築家登録認定機関事務局 shikaku@jia.or.jp までお願いいたします。

なお、本文中の「規則」は「建築家資格制度規則」、「細則」は「建築家資格制度に関する細則」を示します。

また、本文記載の建築家登録認定機関（建築家資格制度）ホームページの URL は <http://www.the-japan-institute-of-architects.com/> です。

STEP 0～11 が新規で認定申請をする場合の、認定・登録・情報公開までの手続きです。

そのうち、申請者にさせていただく手続きは、**STEP 0**：申請申込、**STEP 1**：申請手続、**STEP 2**：申請、**STEP 3**：調査により要求された各種書類の提出、および**STEP 10**：公開資料の確認です。

また、審査で不合格となった方は、**STEP 21**：再審査請求をしていただくことも出来ます。

■ 登録建築家の新規認定申請申込から登録まで

STEP 0～STEP 11

※今年度受付期間 2023年10月2日～2024年1月31日

STEP 0：申請申込（ID番号・パスワードの取得）

リンクしている（公社）日本建築家協会ホームページから、または直接、建築家登録認定機関ホームページの「申請ページ」にアクセスし、ID・パスワード発行依頼書に必要情報を入力すると、ID番号とパスワードが発行されます。

STEP 1：申請手続（認定審査手数料・登録料の入金）

- ① 「申請申込」で案内された口座に、認定審査手数料 15,000 円と登録料 12,000 円を入金します。（払込み料金は申請者負担でお願いいたします。）
- ② 手数料の入金が確認されると「ID番号」と「パスワード」が有効になり、申請書類の入力が可能になります。

STEP 2：申請（書類の入力・郵送）

申請者はインターネットで「STEP 0」記載の「申請ページ」にアクセスして申請書類に必要事項を記入します。この時「STEP 0」で発行された「ID番号」と「パスワード」が必要です。インターネット記入による申請書類の他に郵送が必要な書類があります。

(1) インターネットで記入する申請書類

- ① 登録建築家認定申請書
- ② 登録建築家ポートフォリオ(A)
- ③ 登録建築家ポートフォリオ(B) : 作品 1～3、登録後は作品の変更はできません。
- ④ 実務経験報告書

インターネットによる申請が困難で手書きによる申請を行いたい方は、建築家登録認定機関事務局（以下、認定機関事務局）までお問い合わせ下さい。

(2) 郵送で提出する書類

インターネットで申請書記入後に、必要な証明書等を郵送してください。

※郵送料は申請者負担でお願いいたします。

- ① 一級建築士免許証の写しまたは同免許証明書（カード）の写し
- ② 一級建築士の法定定期講習の履修証明書、または受講義務が無かったことを説明する文書（実務経験の要件を満たすが、現在は建築士事務所に所属していない、あるいは建築士事務所に所属して日が浅いため法定定期講習が未履修、などの事情を説明するもの。書式任意。）
- ③ 誓約書(書式 105-1)、また作品に確認済証・検査済証が無い場合のみ [法令遵守の説明書](#) (クリックで開きます)
- ④ 登録建築家ポートフォリオ(D) : ポートフォリオ(B)とは別に作成する必要があります。
- ⑤ 勤務先業態報告書(書式 104-1)

上記①～⑤の各書類を JIA 会員は所属する支部の支部建築家資格制度実務委員会（以下 支部実務委員会）に、JIA 会員以外の申請者は勤務地を所管する支部実務委員会（2-2 参照）に郵送で提出して下さい。

STEP 3 : 調 査（申請書類の確認）

支部実務委員会が申請書類を調査し、内容に不備がある場合には認定評議会が申請者に修正、追記を求めます。また疑義がある場合には必要に応じ追加で、

- ① 勤務先の一級建築士事務所登録証明書(都道府県発行)の写し
- ② 勤務先の会社登記簿謄本(履歴事項全部証明書の写し ※法人の場合)、
- ③ 身分証明書(市町村発行)の写し
- ④ その他、建築家認定評議会（以下 認定評議会）が必要と認める書類

などの提出を求める他、面接等で調査を行い、本部建築家資格制度実務委員会（以下、本部実務委員会）と協力して調査報告書を認定評議会に提出します。

STEP 4 : 審 査（認定基準による審査）

認定評議会は申請者から提出された資料によって、「建築家資格制度に関する細則」第 8 条の認定基準による審査を行います。

審査基準は以下のとおりです。

- ① 一級建築士であることと、法定定期講習義務のある場合にこれを履修していること、これらの要件について、STEP 2 の提出物（郵送）により確認します。
- ② 一級建築士資格取得後、専ら設計監理業務につき統括的な立場を含む最低 5 年間の実務経験を有する者であること、ただし、その実務経験が、認定機関が定める「実務訓練プログラム」に定められた「実務訓練履修科目」の大項目と中項目の全てを含むこと、これらの要件について、STEP 2 でインターネットで記入するポートフォリオと実務経験報告書（証明者の記載を含む）で確認します。
- ③ 登録建築家としての倫理性について、上記 STEP 3 の提出物（主として誓約書）で確認します。
- ④ 登録後の業務の第三者性および自律性の担保については、上記 STEP 2 の勤務先業態報告書で確認し、次のとおりとします。
 - ・認定申請時点で、STEP 2 の提出物などから申請者の所属する組織の利益と依頼者の利益とが相反する可能性のある場合（例：施工業）、あるいは申請者の兼業内容に同様の可能性がある場合（兼業先が施工業など）は、認定審査に合格し認定されても登録はされず、これらの可能性が無くなったことが確認された時に登録されるものとします。（規則第 14 条に定める登録手続の例外となります。）
また、登録までの間に当該申請者が「登録建築家」の称号を用いないことを誓約する書面を提出することを認定の条件とします。（書式 105-2）
 - ・STEP2 のポートフォリオや実務経験報告書の業務の勤務先が申請時点では変わっている場合には、勤務先業態報告書（前所属事務所）（書式 104-2）の提出を求めることがあります。
- ⑤ 建築や都市の文化的水準を高め、潤いのある景観や豊かな環境の形成に寄与する資質・能力について、登録建築家ポートフォリオ(B)と(D)で判定し、合否は以下によります。
 - ・評議員の 4 名以上が、上記の資質・能力を示す作品提示があると判断して認定に賛成した場合は合格とし、その他の場合は不合格とします。
- ⑥ 規則第 17 条に定める「欠格事由」に該当しないことを誓約書で確認し、必要な場合は身分証明書の提出を求めます。
- ⑦ 申請書類の記載内容に関する疑義や、規則第 27 条（登録削除）に照らしての登録建築家としての適格性に疑義がある場合、調査（問題点があればその検討）を経て、認定の可否を判定します。

審査は通常年 1 回、その年度の〆切までの申請につき、3 月に行われます。

STEP 5 : 審査結果通知

認定評議会が審査結果が不合格の場合は、その理由を申請者に通知するとともに登録料を返金します。（認定審査手数料は返金いたしません。）

STEP 6 : 認 定

認定評議会は審査に合格した者を登録建築家として認定し、これを申請者に通知します。#

通知は原則として STEP 8 の登録証郵送の送り状にて行います。#

認定は通常年 1 回、4 月 1 日付で行われます。

STEP 7 : 登録

認定された申請者の登録は建築家登録認定機関が認定後 3 カ月以内に 4 月 1 日付で行います。

STEP 8 : 登録建築家証交付・情報公開

登録された申請者には、認定評議会から登録建築家証が発行され、公開資料の内容と併せて申請者に郵送されます。

STEP 9 : 登録建築家名簿への登録(データベース入力)

登録された登録建築家のポートフォリオは登録建築家番号を付けて、登録建築家名簿（以下データベースという）に入力し、インターネット上に公開します。

STEP10 : 公開資料の確認

郵送された公開資料を確認して下さい。変更があれば認定機関事務局に連絡して下さい。訂正できるのはポートフォリオ(A)に記載されている自宅住所、電話、勤務先名、勤務先住所等の基本情報のみに限ります。基本情報以外の変更が必要な場合は更新時に行っていただきます。ただし、ポートフォリオ(B)の作品 1～3 は変更できません。(更新時、作品 4～6 の追加・修正は可能)

また、登録建築家は自身の公開された情報を建築家登録認定機関ホームページで確認できます。

STEP11 : 情報公開

登録建築家情報のうちポートフォリオ(A)・(B)がインターネットで公開されます。ポートフォリオは、建築家による設計監理を希望するクライアントのために、地域、専門領域など様々な方法で検索することができるようになっています。

■ 登録建築家の有効期間中の責務

STEP12・STEP13

STEP12 : CPD 単位の取得および確認

登録建築家は CPD 単位を、更新申請までの定められた期間内に細則第 9 条に規定されている単位数以上取得しなければなりません。

CPD 単位の管理は CPD 情報システム (<https://jaeic-cpd.jp/index.php>) で行いま

す。単位数の状況等は CPD 情報システムで確認できます。
詳細をお知りになりたい方は認定機関事務局までお問合せ下さい。

STEP13 : 有効期間中の基本情報変更の届け出

ポートフォリオ(A)の基本情報のうち、自宅住所、電話、勤務先名、勤務先住所等に変更があった場合届け出が必要です。インターネット上の変更届入力画面で修正するか、または支部実務委員会に変更する内容を連絡してください。認定機関事務局は内容を確認してデータベースおよび関連ファイルのデータを変更します。なおデータベースに記録されているご自身の基本情報のうち、自宅住所、電話、勤務先名、勤務先住所はインターネット上の変更入力画面で確認できます。また、規則第 27 条第 1 項⑤（第三者性および自律性が担保されなくなったとき）に該当した場合も届け出が必要です。速やかに認定機関事務局に届け出を行ってください。（書式 170）
ご不明な点は認定機関事務局までお問合せ下さい。

■ 登録建築家の登録更新

STEP14～STEP19

※今年度受付期間 2023 年 11 月 1 日～2024 年 1 月 31 日

STEP14 : CPD 取得単位情報

CPD 単位取得期限の約 1 ヶ月半前に CPD 取得単位情報が郵送で登録建築家に届きます。CPD 取得単位数を確認して、取得期限内に規定の CPD 単位数を取得してください。

- 傷病、出産、育児あるいは介護による CPD 取得機会の減少があった方は、細則第 9 条第 2 項により、単位数の緩和を受けることができます。
(コロナ禍による単位緩和は昨年度をもって終了しています。)
また第 9 条第 3 項による更新の方は、傷病、出産、育児あるいは介護による緩和を受けることはできません。
- 上記緩和が受けられるのは、入院期間が 3 ヶ月を超える傷病、出産および育児（父親の場合は 6 ヶ月を超える育児休業）、ならびに 6 ヶ月を超える介護休業の場合です。緩和される CPD 単位数はそれぞれにつき一律 6 単位です。
- 上記の CPD 単位数緩和は、履修期間中に 2 回まで、計 12 単位が上限です。
- 傷病と出産、傷病と育児、出産と育児、傷病と介護、出産と介護、および育児と介護の組み合わせも、期間が重複しない限り可能です。
なお、規則第 17 条第 4 項（建築士法第 10 条による業務停止の処分）に該当して登録を削除された後、細則第 10 条第 5 項ただし書きの条件*を満たしたことにより更新申請が可能となる建築家が登録削除中の所定期間に取得した CPD 単

位も有効です。

(* 処分を受けるのが初めてであって、かつその処分を速やかに認定機関事務局に報告し、その違反について認定評議会が故意性が無いと判断した場合。)

STEP15 : 更新申請および登録更新料入金

規定の CPD 単位を取得済みの対象者には、更新申請受付開始に合わせ認定評議会から申請書類を郵送でお送りしますので、申請期間内に更新申請して下さい。更新申請はインターネットからが原則です。

規則第 17 条第 4 項 (建築士法第 10 条による業務停止の処分) に該当して登録を削除された際に、細則第 10 条第 5 項ただし書きの条件 (STEP14 の注意書き*) を満たした建築家が、削除期間中に更新申請期限日を迎える場合は、細則第 10 条第 6 項により、登録復帰した際の登録更新を予め期限内に申請しておくことができます。

申請者はインターネットで建築家登録認定機関ホームページの「申請ページ」にアクセスして申請書類に必要な事項を記入します。この時「STEP 0」で発行された「ID 番号」と「パスワード」が必要です。

また、更新通知書に同封された所定の郵便振替用紙にて登録更新料 12,000 円を入金してください。(払込み料金は申請者負担でお願いいたします。)

登録建築家証の有効期間は 3 年です。

(1) インターネットで記入する申請書類

- ① 登録建築家資格の登録更新申請書 (細則第 9 条第 1 項、第 2 項 (傷病等)、第 3 項それぞれによる更新に個別の申請書があります。)
- ② 登録建築家ポートフォリオ (A) : 内容の更新がある場合
- ③ 登録建築家ポートフォリオ (B) : 実績の追加・差替え (作品 4~6) の場合
- ④ 誓約書 (書式 105 -3 WEB 版)

インターネットによる申請が困難で手書きによる申請を行いたい方は、認定機関事務局までお問い合わせ下さい。

(2) 郵送で提出する書類

インターネットで申請書記入後に必要な証明書等を郵送してください。

※郵送料は申請者負担でお願いいたします。

- ① 細則第 9 条第 2 項に基づき、傷病等の不可抗力による緩和を申請する場合は、該当を証明できる書類もしくは写し (疾病診断書、産前産後休業届、育児休業届等、介護休業届等 CPD 履修機会の減少を証するもの)
- ② 細則第 10 条第 6 項による更新申請の場合は、行政処分の満了日を示す告知書もしくは写し、ならびに法令順守に関する誓約書 (同第 9 項、書式 105-4) (行政処分の速やかな報告が認定機関事務局に無い場合、認定評議会がその違

犯について故意性があると判断した場合、処分が2回目以降の場合は登録復帰が無いので、認定評議会が定める登録削除期限日の翌日以降に再登録の手続きとなります。(3-4参照)

上記(該当者のみ)を、JIA会員は所属する支部の支部実務委員会に、JIA会員以外の申請者は勤務地を所管する支部実務委員会(2-2参照)に郵送で提出して下さい。

STEP16 : 申請書類の確認および必要な場合の調査

支部実務委員会は申請書類を調査し、内容に不備がある場合には申請者に修正、追記を求めます。また、支部実務委員会が必要と認めた場合は、

- ① 勤務先業態報告書(変更)
- ② 勤務先の一級建築士事務所登録証明書(都道府県発行)の写し
- ③ 勤務先の会社登記簿謄本(履歴事項全部証明書 ※法人の場合)の写し
- ④ 勤務先業態の第三者性・自律性担保の証明・誓約書(※法人の場合 書式180)
- ⑤ 身分証明書(市町村発行)の写し
- ⑥ その他、認定評議会が必要と認める書類

のいずれかまたは全ての提出を求める他、必要に応じ面接等で調査を行い、本部実務委員会と協力して調査報告書を認定評議会に提出します。

STEP16で調査報告書作成の対象とならない一般の更新申請者は、CPD履修単位の充足と**STEP15**の更新申請書類の提出をもって更新条件を満たし、**STEP19**へ進みます。

STEP17 : 細則第9条第6項に該当の場合の更新可否の審査

規則第27条第1項④または⑤、すなわち、規則第6条第1項に定める登録建築家の責務にもとる行為があったと考えられる場合、あるいは業務における第三者性および自律性が担保されなくなったと考えられる場合は、調査報告書に基づき、経緯や状況から登録建築家としての資質等を認定評議会が判断し、更新の可否を決定します。

審査は通常年1回、3月に行われます。

STEP18 : 審査結果通知

認定評議会は審査結果が不合格の場合は、その理由を申請者に通知するとともに登録更新料を返金します。

STEP19 : 登録更新

認定評議会によって更新を可とされた場合を含め、更新条件を満たした方は登録が更新され、新たな登録建築家証が申請者に郵送されます。ただし、登録建築家番号、ID番号とパスワードの変更はありません。

STEP20a : 登録削除

下記に該当する場合、該当者の登録削除とその年月日がデータベースに記録され、登録建築家名簿および公開資料の該当部分が掲示されなくなります。(認定は残ります。)

- A 更新審査で最終的に不合格となった場合。
- B 規則第 27 条第 1 項① (更新手続き未了) に該当した場合
- C 規則第 27 条第 1 項② (死亡または失踪) に該当した場合
- D 規則第 27 条第 1 項③ (欠格事由)、④ (登録建築家の責務違反)、⑤ (第三者性および自律性の不担保) に該当した場合

規則第 17 条第 4 項 (建築士法第 10 条による業務停止の処分) に該当した方 (上記 D) は、認定評議会が違反行為の故意性などを判断して登録削除期間を定めます。ただし、処分を受けるのが初めてであって、かつその処分を速やかに認定機関事務局に報告して登録を削除された後、その違反について認定評議会が故意性がないと判断した建築家は、処分の満了をもって登録復帰となります。この場合削除前の有効期限日そのまま引き継がれます。更新後の登録復帰の場合は、新しい有効期限は削除中に申請した日から 3 年度後の 3 月 31 日までとなります。上記認定評議会が違反行為について故意性があると判断する等、ただし書きに該当しない場合、または規則第 27 条第 1 項 (上記 D 登録建築家の責務違反) に該当した場合は、認定評議会が登録削除期限日を定めます。この場合、該当者は登録削除期限日の翌日以降に再登録申請ができます。(3-4 参照)

A・B・D による登録削除の処分について納得のいかない場合には、不服申し立てをすることができます。

STEP20b : 認定の取り消し

下記に該当する場合、該当者の認定は取り消されます。

- A 規則第 17 条第 3 項 (建築士免許取り消し) に該当した場合
- B 規則第 28 条第 1 項② により登録を削除された者が「登録建築家」の称号を使用し、是正に応じない場合

認定取り消し処分について納得のいかない場合には、不服の申し立てをすることができます。また、認定を取り消された方は再度、認定審査を申請することができます。

認定申請、更新申請（審査を伴った場合）および再登録申請において、審査結果が不合格の場合、申請者は認定評議会に対して再審査請求を行うことができます。**再審査請求の期限はその年の4月30日です。**期限内にインターネットで「再審査申請書（書式150）」をダウンロードし、必要事項を記入して、郵送にて提出して下さい。審査費は不要です。

STEP22：再審査

認定評議会は申請者から提出された資料により認定申請の再審査を、「建築家資格制度に関する細則」の認定基準により行います。

更新申請および再登録申請の再審査はそれぞれ更新、再登録要件により行います。

STEP23：再審査結果通知

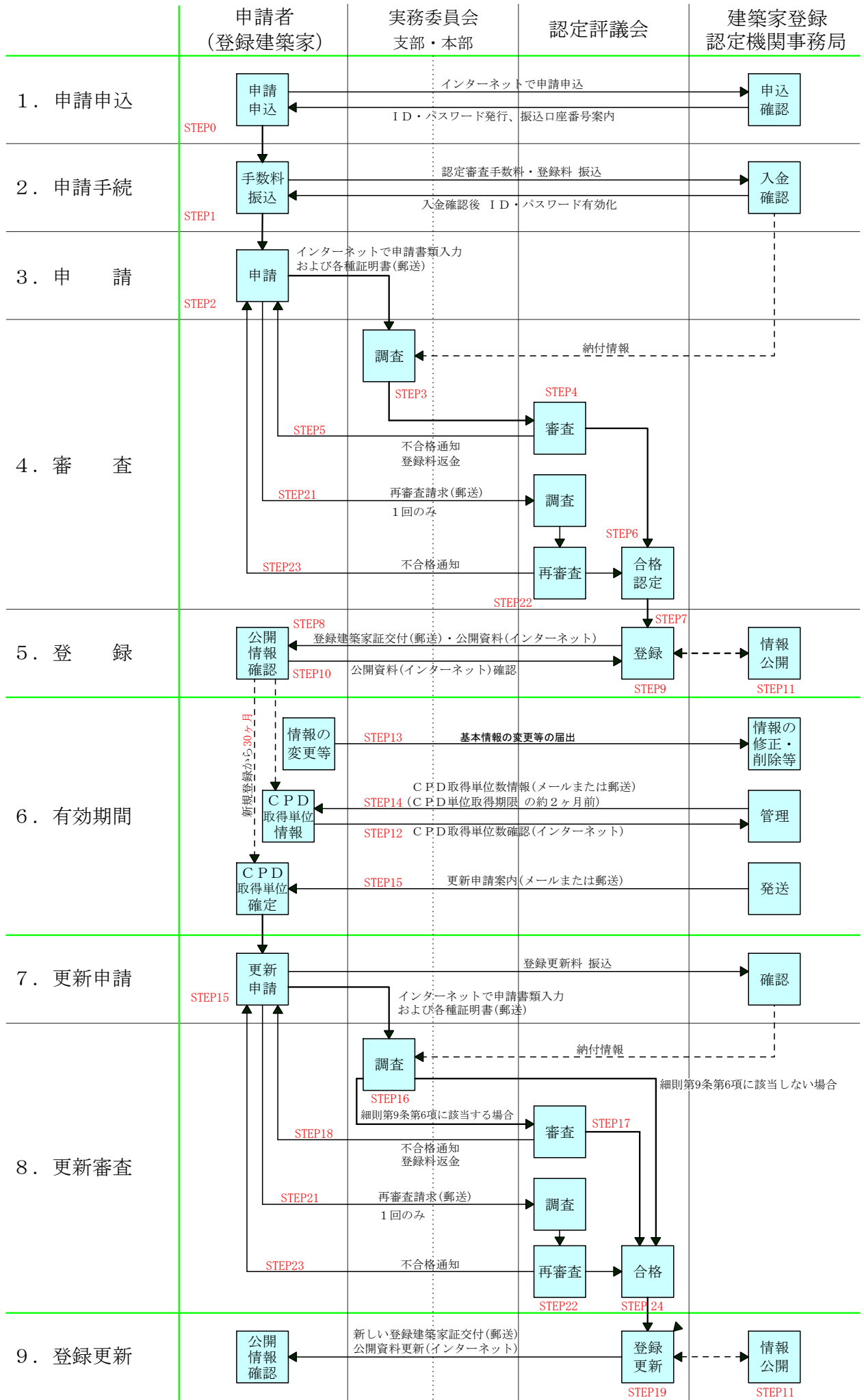
認定評議会は再審査結果が不合格の場合、その理由を申請者にその年の6月30日までに通知します。

合格の場合は認定および更新をその年の4月1日（細則第10条第6項の場合は処分満了の翌日または審査直後の4月1日のうち、遅いほうの日付）に遡って行います。

STEP24：再審査合格による登録

再審査に合格した申請者は登録料または更新手数料を再度入金し、認定機関事務局が入金を確認後、登録を行います。その時点で削除されていたデータベースの公開を再開します。**登録はその年の4月1日に遡って行い、登録建築家証が申請者に郵送されます。**再度の入金はその年の6月30日までに行ってください。

3-3. 認定申請から登録・更新までのフローチャート



3-4. 再登録のガイダンス

これは登録を削除された方が再び登録建築家になるための案内書です

再登録までの手続きをよくお読み下さい。内容に対してのお問合せは、建築家登録認定機関事務局 shikaku@jia.or.jp までお願いいたします。

なお、本文中の「規則」は「建築家資格制度規則」、「細則」は「建築家資格制度に関する細則」を示します。

また、本文記載の建築家登録認定機関（建築家資格制度）ホームページの URL は <http://www.the-japan-institute-of-architects.com/> です。

■ 再登録

STEP25～STEP33

※今年度受付期間 2023年11月1日～2024年1月31日

STEP25 : CPD 単位の取得

「STEP20」で登録を削除された方が、細則第10条各項に定める再登録申請を行う場合、再登録申請日の3年度前の10月1日以降の36ヵ月以内に、CPD単위를第3項該当者は18単位以上、その他の各項該当者は36単位以上、取得しなければなりません。

- ・傷病、出産、育児あるいは介護によるCPD取得機会の減少があった方は、細則第10条第2項により、単位数の緩和を受けることができます。ただし、これらの緩和は該当事業を登録有効期間内のみに限ります。

また第10条第3項による再登録の方は、傷病、出産、育児あるいは介護による緩和を受けることはできません。

(コロナ禍による単位緩和は昨年度をもって終了しています。)

- ・上記緩和が受けられるのは、入院期間が3ヵ月を超える傷病、出産および育児（父親の場合は6ヵ月を超える育児休業）、ならびに6ヵ月を超える介護休業の場合です。緩和されるCPD単位数はそれぞれにつき一律6単位です。
- ・上記のCPD単位数緩和は、履修期間中に2回まで、計12単位が上限です。
- ・傷病と出産、傷病と育児、出産と育児、傷病と介護、出産と介護、および育児と介護の組み合わせも、期間が重複しない限り可能です。

以上の単位数については、登録を削除された方が削除期間中に取得したCPD単位も有効です。

細則第10条第2項（傷病等による緩和）、第4項（破産や第三者性・自律性の担保喪失による削除からの再登録）、第5項（業務停止処分等による削除からの、

ただし書きに依らない再登録)、および第 7 項 (登録建築家の責務違反による削除からの再登録) に該当する方は、次の STEP26 へお進みください。

それ以外の再登録の方は STEP27 へ、お進みください。

STEP26 : 証明書類の取得

下記の削除理由の方が再登録申請を行うためには、「STEP25」の CPD 単位数を取得する他に、削除理由ごとに異なる、以下の証明書類の取得・提出が必要です。

- ・細則第 10 条第 2 項に基づき、傷病等の不可抗力による緩和を申請する場合は、該当を証明できる書類もしくは写し (傷病診断書、産前産後休業届、育児休業届、介護休業届等 CPD 履修機会の減少を証するもの)
- ・細則第 10 条第 4 項に基づき、規則第 17 条 (欠格事由) の 第 2 項 (破産) による削除から再登録する場合は、復権を証明するもの
- ・細則第 10 条第 4 項に基づき、規則第 27 条第 1 項⑤第三者性および自律性の不担保による削除から再登録する場合は、第三者性および自律性の回復を証明するもの
- ・細則第 10 条第 5 項に基づき、規則第 17 条 第 4 項 (建築士法第 10 条による業務停止処分) による削除から、ただし書きに依らずに再登録する場合は、処分満了を証明する書面またはその写し
- ・細則第 10 条第 7 項に基づき、規則第 27 条第 1 項④ (登録建築家の責務違反) による削除からの再登録する場合は、建築家としての責務違反から回復 (法令違反の場合は刑又は処分終了) を証明できる書類もしくは写し

STEP27 : 再登録申請および審査手数料・再登録料入金

「STEP25」の CPD 単位数を取得し、該当する場合には「STEP26」の証明書を取得した方は再登録申請が可能になります。

再登録申請はインターネットからが原則です。

(1) インターネットで記入する申請書類

申請者はインターネットで登録建築家認定機関ホームページの「申請ページ」から「再登録申請を行う方はこちら」にアクセスして登録建築家資格再登録申請書 (細則第 10 条の各該当項目に対応したものを選択) に必要事項を記入します。この時「STEP0」で発行された「ID 番号」と「パスワード」が必要です。

次に、誓約書 (書式 105-3 版) も記入して下さい。

また、案内された口座に再登録審査手数料 10,000 円と再登録料 12,000 円を入金してください。(払込み料金は申請者負担でお願いいたします。)

インターネットによる申請が困難で手書きによる申請を行いたい方は認定機関事務局までお問い合わせ下さい。

(2) 郵送で提出する書類 (STEP26 該当者のみ)

インターネットで申請書記入後に、該当者は STEP26 に記載の証明書等を、JIA 会員は所属する支部の支部実務委員会に、JIA 会員以外の申請者は勤務地を所管する支部実務委員会 (2-2 参照) に郵送で提出して下さい。

※ 郵送料は申請者負担でお願いいたします。

STEP28 : 調 査 (申請書類の確認)

支部実務委員会は申請書類を調査し、内容に不備がある場合には申請者に修正、追記を求めます。また疑義がある場合には必要に応じ追加で、

- ① 勤務先業態報告書 (再登録) (書式 132)
- ② 勤務先の一級建築士事務所登録証明書 (都道府県発行) の写し
- ③ 勤務先の会社登記簿謄本 (履歴事項全部証明書 ※法人の場合) の写し
- ④ 勤務先業態の第三者性・自律性担保の証明・誓約書 (※法人の場合 書式 180)
- ⑤ 身分証明書 (市町村発行) の写し
- ⑥ その他、認定評 議会が必要と認める書類等

のいずれかまたは全ての提出を求める他、面接等で調査を行い、本部実務委員会と協力して調査報告書を認定評議会に提出します。

STEP29 : 再登録審査 (再登録要件による審査)

再登録審査は認定評議会が申請者から提出された資料によって行います。審査では CPD 取得単位数が所定以上あるか等、細則第 10 条の関連規定に合致しているかが審査されます。

審査資料は以下のとおりです。

- ① 登録建築家資格再登録申請書
- ② 誓約書 (書式 105-3 WEB 版)
- ③ その他追加提出された書類

審査基準は以下のとおりです。

- ・細則第 10 条のいずれかの項に該当する、再登録の対象者であること。
- ・STEP25 の CPD 履修要件が満たされていること。
- ・削除期間中に削除の条件への新たな該当が無かったこと。

※ 審査は通常年 1 回、その年度の〆切日までの申請につき 3 月に行われます。

STEP30 : 審査結果通知

認定評議会の審査結果が不合格の場合は、認定機関はその理由を申請者に通知するとともに再登録料を返金します。(再登録審査手数料は返金いたしません。)

STEP31 : 再審査請求

認定評議会の審査結果が不合格の場合、申請者は再審査請求を行うことができま

す。概要は STEP21～STEP24 を参照してください。

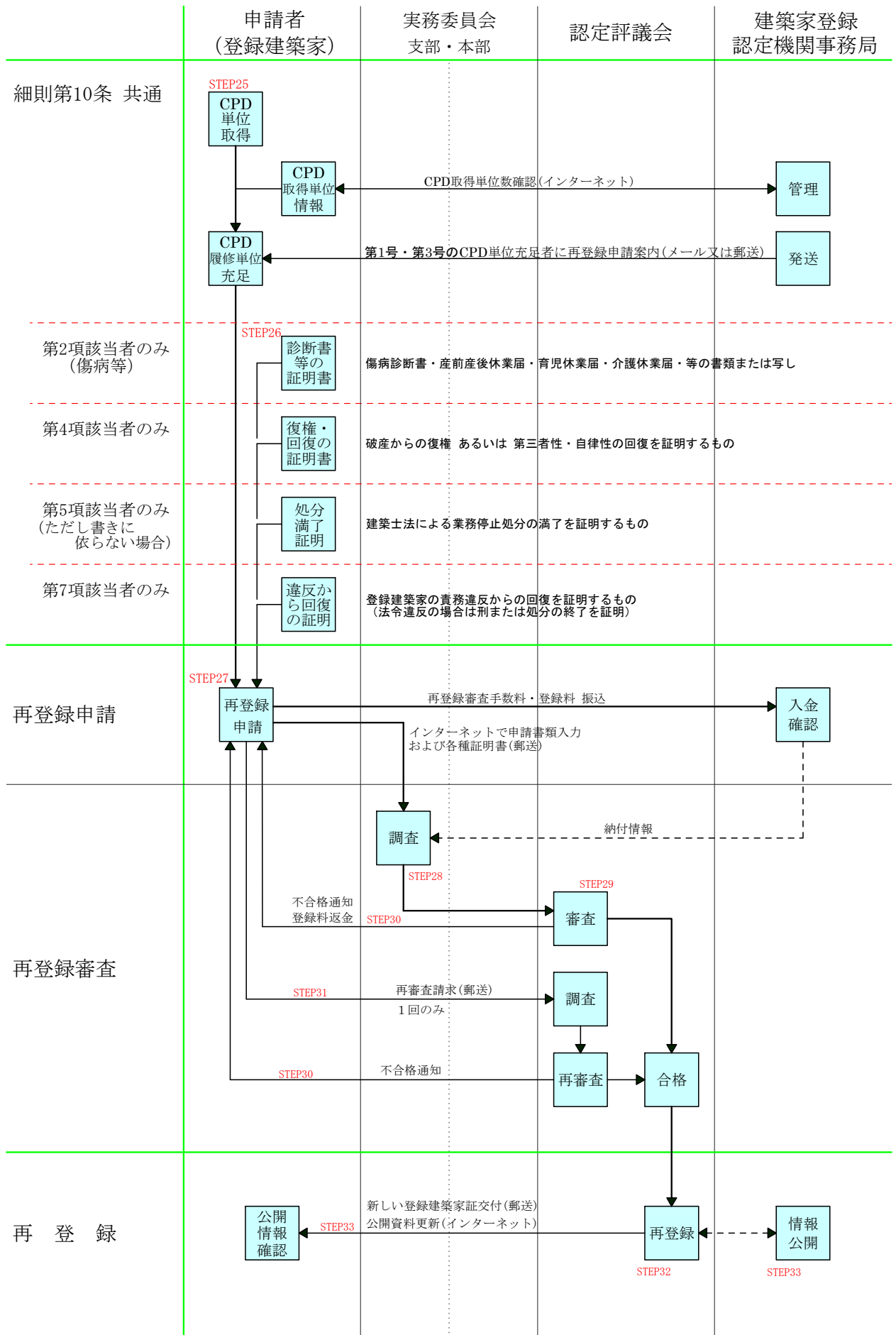
STEP32 : 再 登 録

認定評議会の審査合格者は、認定機関によって再登録が行われ、新たな登録建築家証が申請者に郵送されます。ただし、登録建築家番号（ID 番号）とパスワードの変更はありません。

STEP33 : 情報公開

再登録はその年月日とともにデータベースに記録され、削除された登録建築家番号、登録建築家名簿および公開資料の該当部分が再度公開されます。

3-5. 再登録申請のフローチャート



§ 4. 各種申請書類、記入例および記入要領

4-1 記入要領

(登録建築家認定申請書、ポートフォリオ (A)・(B)、実務経験報告書)

1. 留意事項

- (1) 登録建築家の申請はインターネットでの申請が原則となっています。
- (2) コンピュータでの入力の手続きをお願いします。なお、インターネットでのアクセスにはID番号とパスワードが必要ですので、事前にID・パスワード発行依頼をして下さい。
- (3) 各申請書類のうち、(登録建築家認定申請書、ポートフォリオ(A)・(B)、実務経験報告書)は、原則インターネット入力により提出していただくことになっております。また、一級建築士免許証のコピー・誓約書は郵送をお願いします。それぞれ記入要領に添ってご記入をお願いします。なお、登録建築家ポートフォリオは、審査資料であると共に登録建築家としての社会に向けての公開情報になります。記載内容の内、※が付いているものを除いては原則的に公開データとして扱われますので、ご承知おき下さい。
- (4) ポートフォリオに掲載する代表作品は、次のものに限り、提出する誓約書の中で以下を誓約していただくことになります。
 - a. 契約書を交わして行われた業務であること。
 - b. 第三者性および自律性を有して行われた業務であること。
 - c. 確認済証・検査済証がある業務であること。
(ただし、海外や都市計画区域外の事例などでこれらが無い場合に限り、その事実と、確認済証・検査済証に代わるコンプライアンスの説明を、所定のA4書式「[法令遵守の説明書](#)」に記載して、他の郵送書類とともに提出して下さい。)
 - d. 設計全体を統括する立場または統括責任者と共に設計を統括する立場で関わっていること。

2. 記入要領 (「申請入力の手引き」も参照して頂き、下記の要項に添って記入願います)

- (1) 登録建築家認定(登録)申請書
・「4. JIACPD 制度への参加登録」は、必ずどちらかにチェックを入れて下さい。
- (2) 登録建築家ポートフォリオ Step 1～3 (A)・(B)

Step 1 基本情報の登録

1) 氏名

ふりがな・氏名アルファベットも記入して下さい。

外国籍の方のお名前はカタカナ又は英文いずれで記入頂いても結構です。

ファミリーネーム、ファーストネームの順で記入して下さい。

2) 本人顔写真

・原則、6ヶ月以内に撮影のもので、無帽・無背景・正面上3分身のもの。
登録建築家証にも使用します。

3) 実務経験年数

一級建築士資格取得後、統括的立場を含む設計監理業務を5年以上行っていることを確認して、チェックを入れて下さい。

4) Eメール

登録建築家に認定・登録後に情報を公開する際、Eメールアドレスを非公開にしたい方は非公開にチェックを入れて下さい。

5) 所属団体

該当にチェックを入れて下さい。複数選択が可能です。

Step 2 学歴・専門領域の登録

6) 学歴

建築教育を受けた学歴（学校名・学部・学科・卒業年月等）及び最終学歴を時系列で記入して下さい。

7) 職歴

勤務先名称と所在地、及び在籍された期間も必ず記入して下さい。
(例示〇〇〇〇年〇〇月～〇〇〇〇年〇〇月 〇〇建築設計事務所/東京都)

8) 教職歴

勤務先名称・役職・在籍期間を時系列で記入して下さい。

9) 専門領域 用途種別

用途種別は、参考2：PUBDIS施設用途分類を参照の上、該当する中分類の項目にチェックを入れて下さい。

なお、各中分類末尾の「他の〇〇施設」をチェックした場合、例の中から該当する具体的な施設名を記入して下さい。

10) 関連分野 業務種別

業務種別は、該当する項目にチェックを入れて下さい。

11) 資格・学位等

一級建築士も再度記入して下さい。

建築業務関連の資格で取得されているものを適宜ご記入下さい。

国家資格以外の場合は、資格名称に続けてカッコ書きで認定団体を入れて下さい。

例 認定コンストラクション・マネジャーCCMJ（日本CM協会）

12) 所属団体

現在所属されている団体名とその期間（年～）を記入して下さい。

13) 受賞履歴

受賞された賞の名称と受賞年月を記入して下さい。

行数に限りがありますので、代表的なものを選んでご記入下さい。

公募型の国際コンペの当選歴などを記載しても構いません。

14) 著書・論文

タイトル及び出版社名・論文の掲載された雑誌名等をご記入下さい。

共著の場合はその旨明記下さい。

15) 社会活動

建築相談・応急危険度判定・街づくり・環境・福祉・建物保存等にかかわった実績を記入して下さい。活動内容と年月を記入して下さい。

Step 3 代表作品の登録

16) 代表作品 3 点

- ① 「1. 留意事項」の(4)のとおり代表作品は、次のものに限ります。
提出する誓約書の中で以下を誓約していただくことになります。
 - a. 契約書を交わして行われた業務であること。
 - b. 第三者性および自律性を有して行われた業務であること。
 - c. 確認済証・検査済証がある業務であること。
(ただし、海外や都市計画区域外の事例などでこれらが無い場合に限り、その事実と、確認済証・検査済証に代わるコンプライアンスの説明を、所定の A4 書式「法令遵守の説明書」に記載して、他の郵送書類とともに提出して下さい。)
 - d. 設計全体を統括する立場または統括責任者と共に設計を統括する立場で関わっていること。
- ② 作品写真はカラー・モノクロを問いません。
写真は横・縦何れも可です。また、複数の組写真(外観と内観など)として掲載も可です。
- ③ 作品に果たした役割
「どのような立場で携わったか」、「担当した業務内容」、「プロジェクトに従事した通算の期間」を適宜記入下さい。
- ④ 作品の所在地は「都道府県及び区市町村」までの表示とします。
- ⑤ 賞・入選など
賞の名称及び年を記入願います。
- ⑥ 提出作品がご本人の作品であることを確認する欄「証明する上司の氏名/TEL」が設けられています。上司等に必要な確認をとって頂いた上で、記入して下さい。
なお、主宰者・協同者の立場で行った場合は、証明する上司欄に「本人」と記入して下さい。

17) 建築に対する考え方

個々の作品に対するコメントではなく、建築に取り組む際の全般的な考え方についてコメントを記入して下さい。

(3) 実務経験報告書

1) 注意事項

- a. 申請時のできるだけ直近のプロジェクトでの実務経験を原則 3 件以上、ただし実務経験期間が重複を除き 60 ヶ月以上になるように、ご記入ください。なお、ポートフォリオの代表作品と同じものを含んでも構いません。
- b. そのうち、1 件以上は設計全体を統括する立場で、(または統括責任者と共に設計を統括する立場で統括責任者と同様に、) 意匠計画を含む設計全体に関わっていたプロジェクトを含むようにして下さい。
- c. 登録建築家認定を受けるためには、P.25「参考 1: 実務訓練プログラムの内容」の「必須履修科目一覧」の大項目及び中項目の全ての項目が、実務経験報告書全体で充足されていることが必要になります。
各プロジェクトの中で実務経験した項目をチェックして下さい。

なお、2 設計前業務、3 基本計画業務、4 基本設計業務、5 実施設計業務、6 工事発注に関する業務 7 監理業務の各詳細については、P.25「必須履修科目一覧」の「内容または業務例」を参照ください。

- d. 証明する上司の氏名に関しては、当該プロジェクト担当上司の了解を得た上で、氏名・電話番号をご記入ください。
- 2) 提出プロジェクトについては、ポートフォリオ（B）の作品同様、「証明する上司の氏名/TEL」が設けられています。上司等に必要な確認をとって頂いた上で、記入願います。なお、主宰者・協同者の立場で行った場合は、証明する上司欄に「本人」と記入して下さい。
- 3) 「0. 建築家としての倫理と行動」「1. プロジェクトマネジメント業務」「8. 工事完成後業務」「9. 事務所運營業務」「10. 関連活動」
これら5項目は、実務経験の期間を通じて取り組んだ事項を記入して頂くこととなります。次の記入例を参照して下さい。

・「0. 建築家としての倫理と行動」「1. プロジェクトマネジメント業務」「8. 工事完成後業務」「9. 事務所運營業務」「10. 関連活動」記入例

0-1 の例示：①UIA 協定の職能の4原則の内容や、協定に基づく「倫理及び行動の原則に関するガイドライン勧告」の内容を理解している。

②JIA が定める「建築家憲章」および「倫理規定」「行動規範」の内容を理解している。

1-1 の例示：①プロジェクトに関する工程表を作成したことがある。

②プロジェクトに関する予算計画に参加したことがある。

③プロジェクトの品質管理の一部を担当したことがある。

④プロジェクト運営のための会議に参加したことがある。

8-1 の例示：①引渡し後の建物取り扱い説明書などの作成を担当したことがある。

②完成後の建物ランニングコストを調査したことがある。

③完成後の建物瑕疵等の調査をしたことがある。

9-1 の例示：①事務所運営のコスト管理の一部を担当したことがある。

②プロジェクト実行予算計画に参加したことがある。

③設計報酬について構成等の調査をしたことがある。

④事務所の諸規定の制定や改定を担当したことがある。

10-1 の例示：①職能団体活動に参加したことがある。

②国、地方自治体等の公共的な活動に参加したことがある。

③災害関連、地球環境、まちづくり等の市民活動に参加したことがある。

④地域のコミュニティ活動にボランティアとして参加したことがある。

参考1：実務訓練プログラムの内容（「JIA 実務訓練ノート」より）

必須履修科目一覧

大項目	中項目	内容または業務例	備考
0 建築家としての倫理と行動	0-1 建築家としての倫理と行動	①UIA 協定の職能の4原則の内容や、協定に基づく「倫理及び行動の原則に関するガイドライン勧告」の内容を理解している。 ②JIA が定める「建築家憲章」及び「倫理規定・行動規範」の内容を理解している。	
1 プロジェクトマネジメント業務	1-1 プロジェクトのマネジメント	①プロジェクトに関する工程表を作成 ②プロジェクトに関する予算計画に参加 ③プロジェクトの品質管理 ④プロジェクト運営のための会議への参加	
2 設計前業務	2-1 企画	プロジェクト企画書の作成を行うこと 事業計画への協力を行うこと 事業意図、設計と条件の明確化を行うこと	
	2-2 敷地及び環境調査	敷地調査及び敷地周辺インフラ調査を行うこと 環境への影響調査を行うこと 調査に基づいた敷地利用計画を作成すること	
3 基本計画業務	3-1 基本計画の検討	複数の設計提案を作成すること 建築主からの要求・要望との整合性を計ること	
	3-2 構造及び設備計画等との調整	最適なエンジニアリングシステムを採用すること コンサルタントとの折衝・調整を行うこと エンジニアリングシステムの図書の確認を行うこと	※1
	3-3 建設コスト管理	工事費概算書を作成すること 見積内容検討・調整を行うこと 代替提案の検討を行うこと 工事段階のコスト管理を行うこと	※2
	3-4 関連法規調査及び諸官庁手続き	全ての適用法令の調査・評価及び建築主への提示を行うこと 諸官庁手続きを実行すること	※2
4 基本設計業務	4-1 基本設計	基本設計図書作成のための各種検討を行うこと 基本設計図書を作成すること	
5 実施設計業務	5-1 実施設計図書の作成	実施設計図書の作成を行うこと	
	5-2 仕様及び材料の検討	仕様及び材料の検討を行うこと	
	5-3 設計図書の総合調整	設計図書の総合調整を行うこと	
6 工事発注に関する業務	6-1 工事契約への協力	工事発注方式の検討を行うこと 工事発注手続き業務を行うこと 工事契約協力を行うこと	

7 監理業務	7-1 監理	工事運営管理へ協力すること 設計意図を伝達すること 工事の確認・検査・報告をすること	
8 工事完成後業務	8-1 工事完成後業務	①引渡し後の建物取り扱い説明書などの作成 ②完成後の建物ランニングコストを調査 ③完成後の建物瑕疵等の調査	
9 事務所運営業務	9-1 事務所の管理・運営	①事務所運営のコスト管理 ②プロジェクト実行予算計画。 ③設計報酬について構成等の調査 ④事務所の諸規定の制定や改定	
10 関連活動	10-1 職能関連・コミュニティ活動	職能関連活動に参加すること コミュニティ活動に参加すること	

※1 印の項目は基本設計及び実施設計段階でも行われる業務である。

※2 印の項目は基本設計、実施設計及び監理段階でも行われる業務である。

参考2：PUBDIS施設用途分類表より

大分類	中分類	同類施設として含めるものの例
教育文化施設	01 劇場・会議場	観覧場・公会堂・講堂・コンサートホール・伝統芸能場・映画館・国際会議場
	02 社会教育・研修施設	地区コミュニティ施設・公民館・地区センター・農山村センター・生涯学習センター・婦人会館・少年自然の家・青年の家・児童館・野外活動センター・青少年センター・企業研修所・自動車教習所・職業訓練施設
	03 図書館	公文書館・視聴覚ライブラリー
	04 美術館	
	05 博物館・資料館	プラネタリウム
	06 植物園・水族館	動物園
	07 展示場施設	コンベンション施設・博覧会パビリオン
	08 屋内体育施設	体育館・武道館・屋内スケート場・屋内プール・ドーム球場
	09 屋外競技場施設	総合運動場・スタジアム・プール・競馬場施設
	10 レク・公園施設	レストハウス・クラブハウス・ロッジ・あずまや・野外劇場・展望塔・公衆トイレ
	11 幼稚園	
	12 小・中・高等学校	
	13 大学・各種学校	高等専門学校・短大・専修学校・看護学校・警察学校・技能職業学校
	14 盲・ろう・養護学校	
	15 宗教建築	神社・寺院・教会・修道院・納骨堂・墓苑
	16 他の教育文化施設	記念碑・時計台・茶室
福祉医療施設	01 保育所	乳児院・児童福祉施設・保育園
	02 老人福祉施設	養護老人ホーム・ケアハウス（軽費老人ホーム）・老人福祉センター・老人デイサービスセンター・特別養護老人ホーム
	03 障害者福祉施設	更生援護施設・療護施設・授産施設・障害者福祉ホーム・点字図書館
	04 他の福祉施設	救護施設・総合福祉センター・母子福祉センター・地域福祉センター
	05 病院	産院・精神病院
	06 診療所・医院	
	07 保険所	健診センター・母子健康センター・精神保健センター、保険相談所
	08 他の医療施設	リハビリテーションセンター・血液センター・消毒所
産業施設	01 事務所	オフィスビル・金融機関・商工会議所・電算センター（官公庁の事務所は庁舎に分類）
	02 試験・研究施設	観測所・气象台・天文台（官民共に含み、名称に拘らず試験研究用設備のあるもの）
	03 宿泊施設	ホテル・旅館・保養所・ペンション
	04 商業施設	デパート・量販店・コンビニエンスストア・ショッピングセンター・市場・ドライブイン・専門店・店舗・ショールーム・食堂・喫茶店・割烹料亭・遊技場・娯楽施設・アミューズメント施設
	05 情報通信施設	放送局・電話局・無線中継所
	06 交通施設	駅・バスターミナル・駐車場・給油所・料金所・格納庫・フェリーターミナル・港湾施設（流通・倉庫等は別）・空港施設
	07 流通施設	中央卸売市場（青果・水産）・流通センター・トラックターミナル・工業施設・冷凍倉庫
	08 工場・倉庫	工業施設・冷凍倉庫
	09 農林水産施設	畜舎・養殖場・と畜場・サイロ
	10 他の産業施設	民営の葬祭場
行政施設	01 庁舎	合同庁舎・裁判所・公館・大使館・郵便局・法務出張所・税務署・保険事務所・運転免許センター
	02 保安防災施設	警察署・交番・消防署・防災センター・機動隊施設・自衛隊施設
	03 環境保全施設	浄水場・下水処理場・清掃工場・ごみ焼却場・廃棄物リサイクルセンター
	04 他の行政施設	斎場・火葬場・刑務所・拘留所・動物愛護センター
住宅	01 一戸建住宅	
	02 低層長屋・共同住宅	テラスハウス
	03 中高層住宅	（3階以上20階未満）
	04 超高層住宅	（20階以上）
	05 寄宿舍・寮	看護婦宿舎／警察寮
	06 他の住宅	山荘（住居用）／週末住宅／アトリエ
その他	01 設備関係施設	エネルギーセンター／給排気塔／ポンプ場
	02 その他	造園／修景／橋

4-2 記入例


登録建築家認定(登録)申請書

登録建築家認定(登録)申請書入力	
ID・パスワード発行依頼の情報を転載しています。	
公益社団法人日本建築家協会 建築家認定評議会 議長 ○○ ○○ 様	
建築家資格制度規則及び建築家資格制度に関する細則の定めるところにより、「登録建築家」資格認定審査に合格した場合には、建築家資格制度規則第4条に定めるところにより、登録を申請(自己を行う)します。	
申請日(西暦)	20××年 12月 30日
郵便番号	150 - 0001 検索
申請者都道府県	東京都 ▼
申請者現住所	渋谷区神宮前2-3-18 JIA館4階
申請者氏名	登録 太郎
生年月日	1945 ▼ 年 1 ▼ 月 1 ▼ 日
1勤務先	JIA本部
2勤務先郵便番号	150 - 0001 検索
勤務先都道府県	東京都 ▼
勤務先所在地	渋谷区神宮前2-3-18 JIA館4階
Eメール	kyoka i@jia.or.jp
確認用Eメール	kyoka i@jia.or.jp ※確認のため、もう一度メールアドレスを入力してください。
3.一級建築士登録番号	000000
4.JIACPD制度への参加登録	<input checked="" type="checkbox"/> 参加登録済み(*JIA会員は入会の際に自動登録されています。) <input type="checkbox"/> 登録建築家認定・登録と同時にJIACPD制度へ参加登録をする(*要別途費用)

ポートフォリオ Step1 基本情報の登録

Step 1 基本情報の登録 ▶ Step 2 学歴・経歴等の登録 ▶ Step 3 代表作等の登録

入力後、「一時保存して次画面へ」ボタンをクリックしてください。

所在地	東京都港区	
氏名	姓 登 規	名 太郎
ふりがな	とろく	たろう
氏名アルファベット	TOUROKU	TESR
性別	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	
加保者	 <input type="button" value="画像のアップロード"/>	
生年月日	1945	年 1 月 1 日
出身地	東京都	
郵便番号	150 - 0001	<input type="button" value="検索"/>
都道府県	東京都	
住所	渋谷区神宮前2-3-18	
	JIAビル4階	
電話番号	03 - 3408 - 7125	
FAX番号	03 - 3408 - 7129	
勤務先名	JIA本部	
勤務先部署	総務部	
勤務先郵便番号	150 - 0001	<input type="button" value="検索"/>
勤務先都道府県	東京都	
勤務先所在地	渋谷区神宮前2-3-18	
	JIAビル4階	
勤務先電話番号	03 - 3408 - 7125	
勤務先FAX番号	03 - 3408 - 7129	
一級造士登録番号	000000	
一級造士登録年月日	1975	年 1 月 1 日
一級取得年数	41 年	
実務経験年数	<input checked="" type="checkbox"/> 継続的立場を含む設計監理業務を5年以上行っている	
Eメール	kyokai@jia.or.jp	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開
ホームページURL	http://www.jia.or.jp/	
所属団体の登録	<input checked="" type="checkbox"/> 日本建築学会 <input type="checkbox"/> 造士事務所協会 <input type="checkbox"/> 造士会 <input type="checkbox"/> 日本建築学会 <input type="checkbox"/> 協会など	
JIAOPD制度への参加登録	<input checked="" type="checkbox"/> 参加登録済み(※JIA会費は入会と同時に自動登録されています。) <input type="checkbox"/> 登録済建築士等・登録と同時にJIAOPD制	

ポートフォリオ Step 2 学歴・専門領域の登録

Step 1
基本情報の登録

Step 2
学歴・専門領域の登録

Step 3
代表作品の登録

入力後、「一時保存して次画面へ」ボタンをクリックしてください。
改行はキーボードの「改行(EnterまたはReturn)キー」を押してください。

学歴(建築教育を受けたもの)

なし
◆上から順に入力して下さい。

1973 ▼年 3 ▼月 JIA大学工学部建築学科 卒業

選択 ▼年 選択 ▼月

選択 ▼年 選択 ▼月

選択 ▼年 選択 ▼月

◆記入内容: 学校名 / 学科(博士課程・修士課程) / (卒・中退)

職歴

◆上から順に入力して下さい。

1973 ▼年 ~ 1980 ▼年 JIA設計/東京都

1980 ▼年 ~ 選択 ▼年 (株)登録建築設計/東京都

選択 ▼年 ~ 選択 ▼年

選択 ▼年 ~ 選択 ▼年

選択 ▼年 ~ 選択 ▼年

◆記入内容: 社名

教職歴

なし
◆上から順に入力して下さい。

2000 ▼年 ~ 2002 ▼年 JIA大学工学部建築学科非常勤講師

選択 ▼年 ~ 選択 ▼年

選択 ▼年 ~ 選択 ▼年

選択 ▼年 ~ 選択 ▼年

◆記入内容: 学校名 / 学科 / 立場

専門領域
用途種別

教育文化施設	<input type="checkbox"/> 劇場・会館	<input type="checkbox"/> 社会教育・研修施設	<input type="checkbox"/> 図書館	<input type="checkbox"/> 美術館
	<input type="checkbox"/> 博物館・資料館	<input type="checkbox"/> 植物園・水族館	<input type="checkbox"/> 展示場施設	<input type="checkbox"/> 屋内体育施設
	<input type="checkbox"/> 屋外競技場施設	<input type="checkbox"/> レク・公園施設	<input type="checkbox"/> 幼稚園	<input type="checkbox"/> 小・中・高等学校
	<input checked="" type="checkbox"/> 大学・各種学校	<input type="checkbox"/> 育・ろう・養護学校	<input type="checkbox"/> 宗教施設	<input type="checkbox"/> 他の教育文化施設
福祉医療施設	<input type="checkbox"/> 保育所	<input type="checkbox"/> 老人福祉施設	<input type="checkbox"/> 障害者福祉施設	<input type="checkbox"/> 他の福祉施設
	<input type="checkbox"/> 病院	<input type="checkbox"/> 診療所・医院	<input type="checkbox"/> 保健所	<input type="checkbox"/> 他の医療施設
産業施設	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所	<input type="checkbox"/> 試験・研究施設	<input type="checkbox"/> 宿泊施設	<input type="checkbox"/> 商業施設
	<input type="checkbox"/> 情報通信施設	<input type="checkbox"/> 交通施設	<input type="checkbox"/> 流通施設	<input type="checkbox"/> 工場・倉庫
	<input type="checkbox"/> 農林水産施設	<input type="checkbox"/> 他の産業施設		
行政施設	<input checked="" type="checkbox"/> 庁舎	<input type="checkbox"/> 保安防災施設	<input type="checkbox"/> 環境保全施設	<input type="checkbox"/> 他の行政施設
住宅	<input checked="" type="checkbox"/> 一戸建住宅	<input type="checkbox"/> 低層長屋・共同住宅	<input type="checkbox"/> 中高層住宅	<input type="checkbox"/> 超高層住宅
	<input type="checkbox"/> 寄寓舎・寮		<input type="checkbox"/> 他の住宅	
その他	<input type="checkbox"/> 設備関係施設		<input type="checkbox"/> その他	

上記の中分類に該当施設がない場合は、該当の大分類の「その他」欄にチェックを入れ、具体的な施設名を「/」(全角スラッシュ)で区切って入力してください。

0 / 全角139文字

関連分野
業務種別

ランドスケープ 都市計画 再開発・地区整備

建設マネジメント(PM・CM等) 耐震診断 複算

資格・学位等(その他)	<input type="text" value="一級建築士"/> <div style="text-align: right;">5 / 全角</div>																											
文字																												
所屬団体	<p>◆上から順に入力して下さい。</p> <table border="1"> <tr> <td>2000</td> <td>▼年</td> <td>公益社団法人日本建築家協会</td> </tr> <tr> <td>選択</td> <td>▼年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選択</td> <td>▼年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選択</td> <td>▼年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選択</td> <td>▼年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選択</td> <td>▼年</td> <td></td> </tr> </table> <p>◆記 記入内容: 団体名</p>	2000	▼年	公益社団法人日本建築家協会	選択	▼年		選択	▼年		選択	▼年		選択	▼年		選択	▼年										
2000	▼年	公益社団法人日本建築家協会																										
選択	▼年																											
選択	▼年																											
選択	▼年																											
選択	▼年																											
選択	▼年																											
受賞履歴	<p><input type="checkbox"/> なし</p> <p>◆上から順に入力して下さい。</p> <table border="1"> <tr> <td>2002</td> <td>▼年</td> <td>JIA設計コンペ優秀賞</td> </tr> <tr> <td>選択</td> <td>▼年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選択</td> <td>▼年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選択</td> <td>▼年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選択</td> <td>▼年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選択</td> <td>▼年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選択</td> <td>▼年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選択</td> <td>▼年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選択</td> <td>▼年</td> <td></td> </tr> </table> <p>◆記入内容: 賞(コンペ)の名称 賞の内容/受賞対象作品など</p>	2002	▼年	JIA設計コンペ優秀賞	選択	▼年		選択	▼年		選択	▼年		選択	▼年		選択	▼年		選択	▼年		選択	▼年		選択	▼年	
2002	▼年	JIA設計コンペ優秀賞																										
選択	▼年																											
選択	▼年																											
選択	▼年																											
選択	▼年																											
選択	▼年																											
選択	▼年																											
選択	▼年																											
選択	▼年																											
著書・論文	<p><input type="checkbox"/> なし</p> <p>◆上から順に入力して下さい。</p> <table border="1"> <tr> <td>2010</td> <td>▼年</td> <td>「JIAの活動」JIA出版</td> </tr> <tr> <td>選択</td> <td>▼年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選択</td> <td>▼年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選択</td> <td>▼年</td> <td></td> </tr> </table> <p>◆記入内容: 書籍名/出版社名 共著の場合は共同著者名</p>	2010	▼年	「JIAの活動」JIA出版	選択	▼年		選択	▼年		選択	▼年																
2010	▼年	「JIAの活動」JIA出版																										
選択	▼年																											
選択	▼年																											
選択	▼年																											
社会活動	<input type="text" value="「〇〇市民の会」世話役"/> <div style="text-align: right;">◆任意</div>																											
11 / 全角138文字																												

ポートフォリオ Step 3 代表作品の登録

ポートフォリオB 代表作品の登録

Step 1 基本情報の登録 → Step 2 学歴・専門領域の登録 → Step 3 代表作品の登録

入力後、「一時保存して最終確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
 改行はキーボードの「改行(EnterまたはReturn)キー」を押してください。

◆ポートフォリオB代表作品に登録する作品は、下記条件を満たしている。
 ・ 契約書を変えて行われた業務によるものである。
 ・ 設計全体を総括する立場または総括責任者と共に設計を総括する立場で関わっている。

はい

代表作品1



画像のアップロード1

作品名
<作品にほした役割>

業務内容
設計・建築期間
<作品概要>

プロジェクトの特徴

所在地
(必ず州・県/都府県/市町村を記入してください。最中は記入しなくても可)

またなる関連
用途

構造
規模
竣工年月
賞・入賞など
(この欄で受賞された方はご記入ください)
申請者の所属の勤務先部署 ※
証明する上での氏名/TEL ※
工事種別

場の内訳

企画から工事完了総務稼まで
2000年1月 ~ 2002年12月

場をデザインモチーフとした料理店

東京都 渋谷区

厚層階段 商業施設

レストラン

S 一部: RC その数:

(地下1階 地上5階) 延床面積 2000㎡

2002年12月

JIA本部設計部

本人

新築 改築 増築 その他

代表作品2



画像のアップロード2

作品名
<作品にほした役割>

業務内容
設計・建築期間
<作品概要>

プロジェクトの特徴

所在地
(必ず州・県/都府県/市町村を記入してください。最中は記入しなくても可)

またなる関連
用途

構造
規模
竣工年月
賞・入賞など
(この欄で受賞された方はご記入ください)
申請者の所属の勤務先部署 ※
証明する上での氏名/TEL ※
工事種別

〇〇本社ビル

企画から工事完了総務稼まで
2003年12月 ~ 2005年6月

IT企業の本社ビル

神奈川県 横浜市

厚層階段 事務所

事務所

B 一部: RC その数:

(地下0階 地上13階) 延床面積 11512㎡

2005年6月

JIA本部設計部

本人

新築 改築 増築 その他

32 ページ



画像のアップロード3

代表作品3

作品名

<作品にばたした役割>

業務内容

設計期間

<作品概要>

プロジェクトの特徴

所在地
(記入例: 東京都中央区
東京都中央区で、住所は記入しないでください)

〒 市

またる用途

用途

構造 一部: その他:

規模 (地下 階 地上 階) 延床面積 ㎡

竣工年月

賞・入賞など
(この作品で受賞された方はご記入ください)

平素の長年の勤務先部署

説明する工場の氏名/TEL

工事種別 新築 改装 増築 その他

建築に対する考え方

建築は実用であると同時に芸術です。人を守るのと同じに環境を守るものでもあります。良い建築を創るためには、流行や世間の常識や過剰な欲望に惑わされることなく、本当に必要なものを見極めて創るという姿勢が大切です。

103 / 半角230文字

実務経験報告書

実務経験報告書					
変更	プロジェクト名/他	業務期間	建築概要/業務概要	勤務先/組織名	登録日
詳細変更	JIAホテル	2020年01月-2022年07月 (31ヶ月)	宿泊施設及び付帯施設	JIA本部	2022/09/21
新規入力					
建築家としての倫理と行動	建築家としての倫理と行動 UIA倫理綱領の内容を理解している。				※100文字以内
プロジェクトマネジメント業務	プロジェクトマネジメント(プロジェクトの運営) プロジェクト運営については事務所を開設した2000年以来私が行っている。				※100文字以内
事務所運営業務	事務所の運営 事務所を開設した2000年以来私が行っている。				※100文字以内
工事完成後業務	工事完成後の業務 維持保存計画の検討を行っている。				※100文字以内
関連活動	職能関連活動 JIA関東甲信越支部総務委員会委員				※100文字以内
	コミュニティ活動など NPO法人JIAクラブの理事として、地域の高齢者のための文化教室を開催。				※100文字以内
<input type="button" value="戻る"/> <input type="button" value="一時保存"/> <input type="button" value="この内容で申請を行う"/>					

実務経験新規登録	
入力後、下の「確認」ボタンをクリックしてください。 この実務経験情報を削除する場合は「削除」ボタンをクリックしてください。	
プロジェクト名	JIAホテル ※50文字以内
業務期間	2020年01月～2022年07月 (31ヶ月)
建築概要	宿泊施設および付帯施設 ※50文字以内
構造・規模	鉄筋コンクリート造、鉄骨造、地上6階地下1階、延床面積15710.00m2 ※50文字以内
プロジェクトではたした役割	企画、設計、監理(統括的な立場) プロジェクトのうち一つ以上は設計全体を統括する立場または統括責任者と共に設計を統括する立場で関わっているもの必要があります。 そのプロジェクトには(統括的な立場)と明記してください。
設計前業務	<input checked="" type="checkbox"/> 企画 <input checked="" type="checkbox"/> 敷地及び環境調査
基本設計業務	<input checked="" type="checkbox"/> 基本設計 <input checked="" type="checkbox"/> 構造・設備との調整 <input checked="" type="checkbox"/> 建設費分析 <input checked="" type="checkbox"/> 関連法規調査
実施設計業務	<input checked="" type="checkbox"/> 実施設計 <input checked="" type="checkbox"/> 設計図の作成 <input checked="" type="checkbox"/> 仕様書及び材料調査 <input checked="" type="checkbox"/> 設計図の点検と整備
工事契約業務	<input checked="" type="checkbox"/> 見積り及び契約交渉
工事監理業務	<input checked="" type="checkbox"/> 工事監理
工事完成後業務	<input checked="" type="checkbox"/> 工事完成後
申請者の当時の勤務先	JIA本部 ※50文字以内
部署	設計部 ※50文字以内
証明する上司の氏名	本人 ※50文字以内
電話番号	03 - 3408 - 7125
<input type="button" value="戻る"/> <input type="button" value="確認"/>	

§ 5. 登録建築家制度に関する Q & A

Q. UIA 協定 (UIA アコード) とは何ですか？

A. 国際建築家連合が採択した、
建築家の業務における国際的な職能規範の勧告に関する UIA 協定
(UIA Accord on Recommended International Standards of Professionalism in Architectural Practice 従来訳：建築実務におけるプロフェッショナリズムの国際推奨基準に関する UIA 協定)
のことです。

建築家はこうあるべきだという規準、また、建築家という職能にとって最善の実務行為のありかたを明確にしようという内容であり、UIA メンバー各国の主権を尊重しつつも、各国の加盟団体 (UIA Member Section) がこの協定とそのガイドライン規範群の普及・適用を促進し、かつ、必要に応じて既存の慣習や法律をこの UIA 協定に合わせて改善させるよう努めることが求められています。

詳細は この申請説明書の参考資料の 52 ページ以降をご覧ください。

Q. CPD とは、何ですか？

A. CPD は「Continuing Professional Development 継続職能研修」の略です。
建築家としての知識や実務能力を維持、強化、あるいは増進させる、一生にわたる学習プロセスである、と UIA 協定に定義されています。

Q. 私は JIA 正会員なのに、さらに登録建築家になることが求められるのはなぜですか？

A. JIA は建築家の団体であることが定款にうたっており、「では建築家とは何か」という問いへの JIA 自身の回答が登録建築家という資格制度です。

JIA の正会員であることは、公益社団法人の社員であることであり、社員という身分は職能の資格ではありません。建築家という職能の有資格者集団が JIA の目指すものですので、正会員は全員が登録建築家の資格を有することが本来の姿となります。

JIA は UIA 加盟団体 (Japan Section) です。その正会員は UIA 協定の規準を満たす建築家であることが当然ですが、各人が登録建築家になることで、そのことが客観的に示されることとなります。

この建築家資格制度は、JIA 以外の方々にも条件付で開かれており、制度自身に公益保護の役割があるだけでなく、将来的に日本が採用すべき職能資格のモデルとしての役割があり、建築家の国家資格のあるべき姿を JIA が社会に示す運動として重要なものです。

Q. 登録建築家になるために一級建築士であることが求められるのはなぜですか？

A. UIA 協定では公益保護のために、建築家資格の登録／免許／証明に法的な裏付けのあることを求めています。日本にはまだ UIA 協定に合致する建築家の国家資格がありません。そこで、この建築家資格制度では、技術者資格である建築士制度が法的に担保している内容を包摂するために、建築士の中で UIA 規準に少しでも近い一級建築士であることを資格認定の基礎条件とし、その上で一級建築士ではカバーできない職能規範を付加することで、UIA 協定の内容を最大限に反映するようにしています。

建築家資格制度規則

2003年 5月29日 制定
2015年 7月28日 改定
2016年 8月24日 改定
2017年 3月17日 改定
2020年10月 8日 改定
2021年10月 5日 改定
2022年 8月24日 改定

第1章 総則

第1条（総則）

この規則は、公益社団法人日本建築家協会（以下JIA）が推進する建築家資格制度における、認定組織、認定基準、登録手続、管理運営その他の必要な事項について定める。

第2条（目的）

国際建築家連合の「建築家の業務における国際的な職能規範の勧告に関するUIA協定」（以下UIA協定）の内容と同等以上の資質、知識、技能、倫理性等を有する者に「登録建築家」の資格を与え、これを依頼者や社会に対する責任能力の指標とすることにより公益を保護するとともに、この資格者の義務である優れた空間や都市環境への貢献により公益に寄与することを目的とする。

第3条（認定・登録機関）

登録建築家の資格認定および登録のための機関としてJIAに「建築家登録認定機関」（以下認定機関）を置き、この認定機関内に第三者性を有する「建築家認定評議会」（以下「認定評議会」）を置く。

第4条（資格の認定および登録）

第2条による登録建築家となるには、認定評議会による資格認定を受け、かつ所定の手続きにより認定機関に登録されなければならない。

第5条（登録建築家の称号）

認定機関に登録された者を「登録建築家」と称する。

第6条（登録建築家の責務）

1. 登録建築家は、UIA 協定に定める「プロフェッショナルリズムの四原則」、「倫理及び行動の規範に関するガイドライン勧告」等の各規範ならびに「国際コンサルティング業務に関する倫理綱領」を遵守し、その業務を誠実にを行い、優れた建築空間や都市環境の創造に寄与しなければならない。
2. 登録建築家は、第23条に定める継続職能研修を履修する義務を負う他、常に建築の設計、監理、まちづくりやその関連分野の知識や技能を修得・更新・研鑽し、登録建築家の社会的信頼の確立とその職能の拡大に努めなければならない。
3. 登録建築家は、所属する組織の内外を問わず、その後進の者が登録建築家となるように育成するべく努力しなければならない。

第2章 建築家認定評議会

第7条（組織）

1. 認定評議会は、評議員7名により構成し、その過半数を建築関係者以外の者としなければならない。
2. 認定評議会の評議員はJIAの会長がこれを指名し、理事会が人選の第三者性を確認の上これを承認する。評議員の互選により議長1名および必要な場合は副議長1名を選出する。
3. 認定評議会の評議員の任期は2年とし、計2期以内に限り再任を妨げない。
4. 認定評議会は、建築家資格制度の運営に必要な組織を、JIAの理事会承認を得た上で適宜設けることができる。

第8条（業務）

認定評議会は、建築家資格制度の運用に関連して、以下の業務を行う。

- ① 規則・細則等の改廃に関する、第29条および第30条に定める業務
- ② 資格申請時の審査
- ③ 登録更新申請時において別途細則に定める条件に該当する場合の審査
- ④ 再登録申請時の審査
- ⑤ 前②から④までの再審査（請求のあった場合）
- ⑥ 登録の削除に関する審議および認定の取り消しに関する措置
- ⑦ 前⑥の不服申立てに関する審議
- ⑧ 前②の審査合格者に対する登録建築家の資格認定とその通知
- ⑨ 登録建築家証の交付
- ⑩ 実務訓練規則と同細則の改廃、ならびに実務訓練プログラムの策定
- ⑪ 建築家資格に関する調査・研究
- ⑫ 建築家資格に関する広報活動
- ⑬ その他

第3章 資格の認定

第9条（認定の方法）

認定評議会は、次の者に対し登録建築家の資格を認定するものとする。

① 実務訓練による認定

細則に定める基準に従い、実務訓練を終了し、かつその者の申請に基づき認定評議会が行う認定審査に合格した者。

② 実績評価による認定

細則に定める基準に従い、認定評議会が、その業務実績等に基づいて、上記①と同等以上の資質、能力、倫理性を有することを、その者の申請に基づき認定審査により認めた者。

第10条（認定審査および再審査の実施要領）

前条の認定審査ならびに審査結果への不服による再審

査についての実施要領は細則に定める。

第11条（認定の通知）

認定評議会は、第9条の認定をした者に対し、その旨を通知する。

第12条（認定審査手数料）

認定評議会による認定を受けるために必要な費用（認定審査手数料）は細則に定める。

第4章 資格の登録

第13条（登録申請）

第9条により認定審査の申請をするものは、同時に登録申請をするものとする。

第14条（登録手続）

1. 認定機関は登録建築家の資格を認定した者の登録手続を、別に定める場合を除き、認定後3ヶ月以内に行わなければならない。再審査による認定の場合は速やかに登録する。
2. 登録手続の完了までは、「登録建築家」の称号を使用することはできない。

第15条（誓約書）

登録建築家は認定審査の申請の際に、第6条の内容全てを理解し遵守すること、その他を書面で誓約しなければならない。

第16条（登録料）

第13条による登録申請者は、細則に定める登録料を認定機関に納付しなければならない。

第17条（欠格事由）

次の各項のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

1. 後見開始または保佐開始の審判を受けた者。
2. 破産者で復権を得ない者。
3. 建築士法の第7条第二号から第五号に該当する者。

4. 建築士法第10条による業務停止の処分を受けた者で、その処分の期間が満了していない者。
5. 第31条に反し、この制度によるものとしての登録建築家を詐称した者。

第18条（登録建築家証の交付）

認定機関は、登録手続を完了した者に対し登録建築家証（以下 登録証）を交付し、細則に定める事項を登録建築家名簿に記載しなければならない。

第19条（登録の有効期間）

登録の有効期間は、登録された年度の4月1日から3年とする。

第20条（登録建築家名簿記載事項の変更）

登録建築家は、登録建築家名簿の記載事項に変更があった場合には、速やかにその旨を認定機関に届けなければならない。

第21条（再登録）

1. 本規則により登録を削除された者で、細則に定める規準に合致する者は、再登録申請を行うことができる。その際、細則に定める再登録審査手数料および再登録料を認定機関に納付しなければならない。
2. 再登録にあたっては第10条、第14条および第18条を準用する。

第22条（登録証の再交付）

登録建築家は、次のいずれかに該当する場合は、登録証の再交付を申請することができる。その際、細則に定める登録証再交付手数料を認定機関に納付しなければならない。

- ① 登録証の記載事項に変更があった場合。
- ② やむを得ない事情で登録証を失った場合。

第5章 継続職能研修(CPD)

第23条（継続職能研修）

登録建築家は、所定単位数以上の継続職能研修（以下 CPD）により常に自己研鑽を図るものとする。CPD単位数取得の方法等は細則に定める。

第6章 更新

第24条（登録の更新）

1. 登録の更新を希望する者は、細則に定めるCPDの必要単位数を所定期間内に取得した上で更新申請しなければならない。
2. 上記の申請者は、細則に該当する場合を除き、所定の更新手続の完了を認定機関が確認することにより登録が更新される。審査が必要な場合の詳細等は細則に定める。
3. 認定機関は、所定の更新手続が完了した者に対し、登録建築家名簿の登録を更新するとともに、新たな登録証を交付しなければならない。
4. 更新された登録の有効期間は、細則に規定する場合を除き、3年とする。

第25条（更新手数料）

登録の更新に際しては、別に定める更新手数料を認定機関に納付しなければならない。

第7章 資格の管理

第26条（登録建築家名簿）

1. 登録建築家名簿の記載事項は、氏名および登録番号の他、別に定める事項とする。
2. 登録建築家名簿は、第32条に定める建築家登録認定機関事務局にデータ形式で備えるとともに、電子媒体で公開する。

第27条（登録の削除）

1. 登録建築家が次の各号のいずれかに該当するときは、認定機関は当該登録建築家の登録を削除するものとする。
 - ① 更新の申請を行わず、または登録更新料を支払わず、登録の有効期間が満了したとき。
 - ② 死亡したとき、または失踪の宣告を受けたとき。

- ③ 規則第17条（欠格事由）の第1項、第2項、第4項のいずれかに該当したとき。第4項の場合は、認定評議会が削除の期限を定めるものとする。
- ④ ③とは別に、規則第6条第1項に定める責務にもとる行為があると認定評議会が認めたとき。この場合、認定評議会は削除の期限を定めるものとする。
- ⑤ その者の業務において、利害の衝突により依頼者に不利を生じさせることのない立場（第三者性および自律性）が担保されなくなったと認定評議会が認めたとき。なお、担保されなくなった事実を自ら認定機関事務局に報告した者については、認定評議会の判断を経ずに登録削除するものとする。
2. 前項の各条件のいずれかに該当した者は、その該当時点から登録の復帰または再登録までの間、「登録建築家」の称号を使用することはできない。なお、⑤に該当した場合については、「該当時点」を「事実の発生時点」と読み替えて本項を適用する。

第28条（認定の取り消し）

1. 次の場合、認定評議会は該当する登録建築家の資格認定を取り消すものとする。
- ① 第17条（欠格事由）の第3号に該当した場合。
- ② 前条第2項に違反した者が是正に応じない場合。
2. 前項にて認定を取り消された者が再度、認定審査を申請し得る条件は、細則に定める。

第29条（不服の申立ておよび資格の復活）

第27条または第28条の処分についての不服の申立ての措置、および資格の復活等の措置は細則に定める。

第8章 雑則

第30条（本規則の改廃と、細則等の制定・改廃）

本規則の改廃ならびに建築家資格制度の運営上必要な細則等の制定および改廃は、JIAの理事会の承認を得て認定評議会がこれを行う。

第31条（名称の使用禁止）

ここに定める登録建築家でない者は、この制度によるも

のとしての登録建築家の称号を用いてはならない。

第32条（事務の所掌）

認定機関の運営のためにJIAの事務局内に建築家登録認定機関事務局を置き、共通情報、個人情報の管理および諸般の事務を行う。

付則

1. この規則は、2003年5月29日から実施する。
2. この改定は、2015年10月1日から実施する。
3. この改定は、2016年10月1日から実施する。
4. この改定は、2017年4月1日から実施する。
5. この改定は、2020年10月8日から実施する。
6. この改定は、2021年10月5日から実施する。
7. この改定は、2022年8月24日から実施する。

以上

建築家資格制度に関する細則

2003年 9月 1日 制定
2006年10月25日 改定
2007年 4月24日 改定
2009年 9月17日 改定
2010年12月20日 改定
2015年 7月28日 改定
2016年 8月24日 改定
2017年 3月17日 改定
2020年 10月8日 改定
2021年 10月5日 改定
2022年 8月24日 改定

第1章 目的

第1条（目的）

この細則は、建築家資格制度規則に基づき、建築家資格制度の運営に必要な事項を定める。

第2章 運営組織

第2条（認定・登録機関）

1. 認定評議会を補佐し建築家資格制度の運営をするため、本部建築家資格制度実務委員会（以下本部実務委員会）を設置する。
2. 本部実務委員会の委員は（公社）日本建築家協会（以下 JIA）の理事会の承認のもと、認定評議会議長が任命し、任期等は JIA の委員会規程に準ずる。
3. 本部実務委員会を補佐するため、JIA の各支部に支部建築家資格制度実務委員会（以下支部実務委員会）を設置する。（本部実務委員会ならびに支部実務委員会を以下、本部・支部実務委員会と総称する。）
4. 支部実務委員会の委員は本部実務委員会委員長が任命し、任期等は JIA の各支部の委員会規約に準ずる。

第3章 認定審査の実施要領

第3条（調査）

1. 規則第9条による認定の申請書類（以下申請書類）につき、支部実務委員会がその記載に不備を認めた場合、認定評議会は申請者にその旨通知して記載事項の修正並びに追記を求めるものとする。
2. 申請書類の記載内容に関する疑義、あるいは規則第27条第1項③から⑤に照らしての登録建築家としての申請者の適格性の疑義に関し、認定評議会が必要とする調査は、本部・支部実務委員会がこれを代

行し、結果を認定評議会に報告するものとする。

3. 調査の手順や方法、本部・支部実務委員会の分担等の詳細は、別に定める登録建築家審査要項（以下審査要項）に依るものとする。

第4条（審査）

1. 認定評議会は、本細則第4章に定める認定基準に基づく審査を行う。
2. 認定評議会は、前項の審査の結果不合格と判定した場合には、審査結果ならびにその理由を申請者に通知しなければならない。
3. 審査の手順や方法、本部・支部実務委員会による補佐等の詳細は審査要項に定める。

第5条（認定）

認定評議会は審査結果に基づき、登録建築家資格の認定を行う。

第6条（再審査請求）

1. 認定評議会の審査結果に不服がある者は、認定評議会に対し再審査請求を行うことができる。申請者による再審査請求においては、申請者が認定の諸基準に合致することを証明する追加資料を提出しなければならない。申請者以外による再審査請求の場合は、請求者は請求の正当な理由を証明する資料を提出しなければならない。
2. 前項に従って再審査請求があった場合、認定評議会は必要に応じ本部・支部実務委員会に調査を命じた上で、それに基づき再審査を行い、その結果を請求者に通知するとともに、申請者による再審査請求

において合格となった場合には登録建築家資格の認定を行う。

3. 申請者以外による上記の再審査請求が匿名の場合、認定評議会は再審査を行うが、その結果を請求者に通知する義務を負わない。

第4章 登録建築家認定基準

第7条（実務訓練による認定の基準）

認定評議会は、下記の①～⑤の全てに該当する認定申請者に対して登録建築家資格の審査・認定を行う。

- ① 建築家登録認定機関が実務訓練規則に定める「実務訓練プログラム」を終了した者。ただし、実務訓練期間は3年以上とする。
- ② 一級建築士資格試験の受験資格取得後、同資格の登録要件に1年を加えた実務経験を、実務訓練期間とは別に有する者。ただし、実務訓練期間が4年以上となった場合には上記1年の加算は不要とする。
- ③ 一級建築士資格を取得し、かつ法定定期講習の受講義務がある場合はこれを修了している者。
- ④ 審査要項に定める方法ならびに規則第15条の誓約書により登録建築家としての倫理性を有すると判断され、かつ業務における第三者性および自律性が登録までに担保される者。
- ⑤ 規則第17条に定める「欠格事由」に該当しない者。

第8条（実績評価による認定の基準）

1. 認定評議会は、下記の①～⑤の全てに該当する認定申請者に対して登録建築家の審査・認定を行う。

- ① 一級建築士であり、かつ法定定期講習の受講義務がある場合はこれを修了している者。
- ② 一級建築士資格取得後、専ら設計監理業務につき統括的な立場を含む最低5年間の実務経験を有する者。ただし、上記実務経験は、認定機関が定める「実務訓練プログラム」に定められた「実務訓練履修科目」の大項目と中項目の全てを含み、かつ、下記のaおよびbに該当するものでなければならない。
 - a. 契約書を交わして行われた業務であること。
 - b. 第三者性および自律性を有して行われた業務であること。

③ 審査要項に定める方法ならびに規則第15条の誓約書により登録建築家としての倫理性を有すると判断され、かつ業務における第三者性および自律性が登録までに担保される者。

④ 建築や都市の文化的水準を高め、潤いのある景観や豊かな環境の形成に寄与するのに必要な資質・能力を有すると判断される者。

⑤ 規則第17条に定める「欠格事由」に該当しない者。

2. 規則第28条第1項①により資格の認定を取り消された者が一級建築士免許を再取得した場合は、新規に認定審査を申請することができる。この場合、本条第1項に準じて審査・認定を行う。

第5章 登録の更新・再登録・登録復帰

第9条（更新の条件）

1. 登録の更新を行おうとする者は、下記の期間内に、JIAのCPD評議会が認定するCPD単位を下記に定める単位以上取得しなければならない。また、これらの単位の履修に際し、災害対策・環境・まちづくり・保存再生・等、建築家の社会的使命を拡充するための知見を得るように努めなければならない。

- ① 初回の登録更新時は有効期間満了の6ヶ月前までの30ヶ月内に30単位。
- ② 2回目以降の登録更新時は前回更新の6ヶ月前から有効期間が満了する6ヶ月前までの36ヶ月内に36単位。

2. 上記期間中に傷病・出産・育児・介護等あるいは社会情勢等の不可抗力によりCPD単位の取得機会の減少があった場合については、単位数の緩和とその適用範囲を審査要項に定める。

3. 登録更新前の有効期間中に、一級建築士免許取得後30年をこえる実務経験を有し、かつ70歳以上となる登録建築家は、第1項に定める更新に必要な単位数を以下のとおりとすることができる。

- ① 初回の登録更新時は15単位以上
- ② 2回目以降の登録更新時は18単位以上

4. 規則第17条（欠格事由）の第4項（建築士法による業務停止処分）に該当して規則第27条により登録を削除された後、細則第10条第5項ただし書きにより登録復帰した者が削除期間中に取得したCPD単位は、更新に必要な単位数に含むものとする。

5. 規則第 15 条による誓約書は登録更新申請の際に改めて提出するものとする。
6. 更新申請者が規則第 27 条第 1 項④または⑤に抵触する恐れのある場合に限り、その更新の可否を審査要項に従い認定評議会が審査する。
7. 前項の審査結果に不服がある者の再審査請求については第 6 条に準ずる。

第 10 条（再登録および登録復帰の条件）

1. 本細則第 9 条に定められた更新要件を満たせない等、規則第 27 条第 1 項の①によって登録削除された者は、JIA の CPD 評議会が認定する CPD 単位を 36 単位以上取得した上でなければ再登録申請をすることができない。

ただし、この 36 単位以上の取得は再登録申請日の 3 年度前の 10 月以降の 36 ヶ月以内に限る。

なお、規則第 27 条により登録を削除された者が削除期間中に取得した CPD 単位は、本条各項の手続きに必要な単位数に含むものとする。

2. 上記の 36 ヶ月間に傷病・出産・育児・介護等あるいは社会情勢等の不可抗力により CPD 単位の取得機会の減少があった場合については、単位数の緩和とその適用範囲を審査要項に定める。

3. 再登録となるべき日の前日までに、一級建築士免許取得後 30 年をこえる実務経験を有し、かつ 70 歳以上となる者は、第 1 項に定める再登録に必要な単位数を、同じ 36 ヶ月以内に 18 単位以上と読み替える。

4. 規則第 17 条（欠格事由）の第 2 項（破産）または同第 27 条第 1 項⑤（第三者性および自律性の担保喪失）に該当したことにより同第 27 条第 1 項によって登録削除された者については、それぞれ、復権または第三者性および自律性の回復により、本条第 1 項に準じて再登録申請をすることができる。

5. 規則第 17 条（欠格事由）の第 4 項（建築士法による業務停止処分）に該当したことにより規則第 27 条によって登録削除された者については、認定評議会が定めた削除期限日以降に、本条第 1 項に準じて再登録申請をすることができる。ただし、建築士法による処分を受けるのが初めてであって、かつその処分を速やかに建築家登録認定機関事務局（以下認定機関事務局）に報告し、その違反について認定評

議会が故意性が無いと判断した場合に限り、処分満了をもって再登録申請を経ずに登録復帰され、削除前の登録の有効期限日そのまま引き継がれる。

6. 第 5 項ただし書きにおいて更新申請期限日が削除期間中となる場合は、その期限日までに、登録復帰後の登録更新を予め申請できるものとし、その有効期間は、処分満了の翌日または審査直後の 4 月 1 日のうち、遅いほうの日付に始まり申請期限日から 3 年度後の 3 月 31 日に終了するものとする。

7. 規則第 27 条第 1 項④（登録建築家の責務違反）に該当して認定評議会の審査によって登録削除された者は、その削除期限日の翌日以降に、審査要項に定める条件のもと、本条第 1 項に準じて再登録申請をすることができる。

8. 規則第 15 条による誓約書は再登録申請の際に改めて提出するものとする。

9. 本条第 5 項ただし書きおよび第 6 項による登録復帰の際には、法令順守に関する誓約書を削除期間が終るまでに提出するものとする。

10. 前各項に該当しない場合、再登録申請は受理されない。第 1 項から第 5 項（ただし書きを除く）または第 7 項の場合は審査要項に従い認定評議会が再登録の審査を行う。

11. 再登録の審査結果に不服がある者の再審査請求については第 6 条に準ずる。

第 6 章 諸費用

第 1 条（資格審査、登録並びに更新等に関わる手数料）

審査料、登録料、登録更新料および手数料等は以下のとおりとする。

◆認定申請

- | | |
|-----------|----------|
| ① 認定審査手数料 | 15,000 円 |
| ② 登録料 | 12,000 円 |

◆登録更新申請

- | | |
|---------|----------|
| ③ 登録更新料 | 12,000 円 |
|---------|----------|

◆再登録申請

- | | |
|------------|----------|
| ④ 再登録審査手数料 | 10,000 円 |
| ⑤ 再登録料 | 12,000 円 |

◆登録証再交付申請

- | | |
|-------------|---------|
| ⑥ 登録証再交付手数料 | 3,000 円 |
|-------------|---------|

第7章 資格の管理

第12条（登録の管理）

1. 登録建築家名簿への記載事項は以下のとおりとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 一級建築士登録番号
- ⑤ 現住所並びに電話番号
- ⑥ 勤務先並びに勤務先住所、電話番号、E-mail アドレス

2. 本細則の第7条、8条および第10条における「第三者性および自律性」とは、「利害の衝突」により依頼者に不利を生じさせない立場とする。

3. 本細則の第8条における「統括的な立場」とは、設計・監理の全体を掌握して取りまとめ、建築的成果の責任者あるいはその一員となる立場とする。

4. 登録建築家が死亡し、または失踪の宣告を受けたときは、戸籍法上の届け出義務者が認定機関事務局に届け出るものとする。認定機関事務局は届け出があった登録建築家を名簿から削除する。

第13条（登録および認定に関する不服の申立て）

1. 登録の削除および認定の取り消しなどについての不服の申立ては、所定の書式により認定評議会に申請しなければならない。

2. 認定評議会は、不服申立て申請があった場合、申請受領日より6ヶ月以内に審議を行うとともに、審議の結果を速やかに申請者に通知しなければならない。

3. 審議の結果、登録あるいは認定の復活となった場合は、これを登録削除あるいは認定取り消しの日に遡って行う。

2015年7月28日 改定に関する付則

この細則は、2015年10月1日から実施する。
ただし経過措置は別途これを定める。

2016年8月24日 改定に関する付則

この改定は、2016年10月1日から実施する。

2017年3月17日 改定に関する付則

この改定は、2017年4月1日から実施する。
2017年度終了までの経過措置は別途これを定める。

2020年10月8日 改定に関する付則

この改定は、2020年10月8日から実施する。
ただし第9条第2項 および 第10条第2項については、2020年4月1日に遡って適用する。
第9条第3項①についての経過措置は別途これを定める。

2021年10月5日 改定に関する付則

この改定は、2021年10月5日から実施する。

2022年8月24日 改定に関する付則

この改定は、2022年8月24日から実施する。

以上

(公社)日本建築家協会 継続職能研修 (CPD) 規則

2005. 5. 31 制定
2005. 07. 28 一部改訂
2015. 07. 28 改訂
2019. 10. 10 一部改訂

(総則)

第1条

この規則は、会員規程第3条4の規定に基づき、継続職能研修(CPD)制度の実施に必要な事項について定める。

(目的)

第2条

CPD制度は、業務の質的向上と業務環境の変化への対応を支援することにより、会員が建築家としての職責と使命を十全に果たすことを目的とする。

(研修方法及び研修要領等)

第3条

- 1 前条の目的を達成するための研修等を認定プログラムという。
- 2 前項のプログラム認定基準は、別途定める。
- 3 認定プログラムは単位制とし、正会員は別に定める所定の単位数を履修する。
- 4 認定プログラムを提供する者(以下「プロバイダー」という。)の詳細については別途定める。

(CPD評議会)

第4条

CPD制度の実施のため、本会にCPD評議会を置く。

CPD評議会は、下記を主な任務とする。

- 1 CPD認定プログラムおよびプロバイダの審査及び認定。
- 2 認定プログラムの管理運営。
- 3 CPD制度の普及活動及び認定プログラムの広報活動。
- 4 建築CPD運営会議構成団体として、建築CPD情報提供制度の運営に参画。

(事業年度)

第5条

CPD制度の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(認定プログラムの記録、公表及び管理)

第6条

認定プログラムの記録は、本部CPD評議会において保管するものとし、その公表に関する事項は別途定める。

(会員の履修単位)

第7条

履修単位、履修単位の認定、計算その他の履修認定に必要な事項は、細則をもって定める。

(CPD 評議会の委員等)

第 8 条

- 1 CPD 評議会は、委員会規程に準じて組織するが、建築 CPD 情報提供制度の運営参画の一環として、委員には学識経験者または他団体会員の実務者を含めるものとする。
- 2 CPD 評議会の委員は、職務に関し知り得た秘密を正当な理由がなく他に漏らし、または窃用してはならない。

(研修費用の負担)

第 9 条

プロバイダーは、第 4 条に掲げる認定プログラムに要する費用の全部または一部をその参加者に負担させることができる。

(公社)日本建築家協会 継続職能研修 (CPD) 細則

2002年5月31日制定
2003年9月24日一部改定
2003年12月24日一部改定
2004年5月26日一部改定
2005年6月21日一部改定
2006年4月27日一部改定
2007年9月25日一部改定
2008年2月19日一部改定
2010年2月19日一部改定
2010年8月27日一部改定
2010年12月20日一部改定
2011年7月20日一部改定
2015年7月28日一部改定
2019年10月10日一部改定

(目的と概要)

第1条

この細則は、継続職能研修(CPD)規則(以下「規則」という。)第4条、第6条、第7条の規定に基づき、継続職能研修(CPD)制度の運営に必要な事項について定める。

(用語の定義)

第2条

この細則における主な用語を次のように定義する。

1. 参加者

CPD評議会に参加登録を行い、CPDに参加する者をいい、JIAの正会員は会員規程第3条第4項に基づき会員義務として参加者に登録される。

2. プロバイダー

CPD評議会が認定した、認定プログラム提供者をいう。JIA本部委員会／部会、JIA支部／支部委員会／部会、JIA地域会／地域会委員会／部会及び関係諸団体、大学、各種学校、JIA会員事務所、JIA協力会員事業所、その他民間企業がそれにあたる。

3. 認定プログラム

CPD制度の目的に合致する講習会その他の建築家の職能開発に資する、CPD評議会によって認定されたプログラムをいい、原則としてプロバイダーによって提供される。

4. 登録料

正会員以外の者が参加者としてCPD評議会に登録するとき、及びプロバイダーがCPD評議会の認定を受け、CPD評議会にプログラム申請するとき、JIAに支払う費用をいう。

5. CPD情報システム

参加者の履修管理、プログラムの申請、認定プログラムの告知等を行うWEBシステムをいう。

6. 建築CPD情報提供制度

JIAを含む建築関係団体で構成される建築CPD運営会議が運営するCPD制度。各団体のCPDプログラム等の共有化により、他団体提供CPDプログラムの相互利用等を促進し、建築士等の知識・技能の維持向上に資することを目的とする。

7. Webプログラム

Web視聴によるプログラムをいう。

(告知の方法)

第3条

CPD制度に関し、CPD評議会が正会員に通知する必要があると認めた事項についての告知は、原則として、JIA機関紙又はJIAホームページをもって行う。

(研修の内容)

第4条

認定プログラムにおける研修内容は、別に定める形態分類及び分野分類の其々いずれかに該当するものとする。

(必須履修単位)

第5条

規則第4条3項による、正会員の3年間必須履修単位を、36単位とする。

CPD プログラムの形態分類表

形態	CPD 内容	
1 参加学習型	講習会	基準・規準・指針・マニュアル等講習会、セミナー/シンポジウム/講演会/ワークショップ、各団体大会、学会・協会主催の研究発表会、企業内研修(所属組織内における技術・研究発表会、研修会)、通信教育等
	見学会	見学会、国内外視察、企業内研修(所属組織内における見学会、国内外視察)
	講師	基準・規準・指針・マニュアル等講習会、セミナー/シンポジウム/講演会/ワークショップ、各団体大会の講師、学会・協会主催の研究発表会等、企業内研修(所属組織内における技術・研究発表会、研修会、見学会、国内外視察の講師)
2 提供情報型	社会貢献	社会貢献 震災時等建築物応急危険度判定、地方自治体主催の建築相談等の緊急性又は公共性の高い活動

CPD プログラムの分野分類表

倫理・法令分野	倫理	
	法律、規準、基準、規格、建築紛争	
	その他	
設計・監理分野	計画系	建築意匠、建築計画、建築材料、街づくり、都市計画、保存、景観、福祉、環境、計画系その他
		構造系
	設備系	空調
		衛生
		電気
		輸送
全般		
その他		
施工管理分野	建築系	総合施工計画、仮設、土工事、杭地業、躯体、仕上げ、改修、解体、その他
	設備系	空調、衛生、電気、輸送、全般、その他
マネジメント分野	生産・管理	企画、事業計画、コンストラクションマネジメント、プロジェクトマネジメント、リスクマネジメント、コスト管理、積算、品質保証、安全管理、コンカレント設計、ISO、ファシリティマネジメント、その他
	事務所等運営	企業・事務所運営、保険・保証制度、契約、訴訟、その他
関連分野	関連分野	建築論、建築史、技術動向、コンピュータソフトウェア、工学技術に関する外国語、土木、エネルギー、リサイクル、学術・技術論、芸術・文化、化学、物理、機械、電子、その他

(単位の算定基準)

第6条

履修単位の算定は原則として1時間1単位とする。なお、1つのプログラムに認定する単位数の下限は1単位とする。時間については、30～89分を1時間、90～149分を2時間とする。

(履修要領)

第7条

認定プログラムの履修手順と履修単位の認定手順は次のとおりとする。

- ① CPD評議会による認定プログラムの告知。
- ② 認定プログラムへの参加。
- ③ CPD評議会はプロバイダー履修結果報告に基づく単位の認定。

(履修結果の記録及び通知)

第8条

履修結果の記録、保管、管理及び公表は以下の規定による。

1. 参加者の履修結果の記録、保管及び管理は、CPD情報システム上でCPD評議会が行う。
2. 参加者の履修結果記録の保管期間は、その事業年度終了後5年間とする。
3. 参加者はCPD情報システムで各自、履修状況を確認する。
4. CPD評議会は本人の要請があれば履修証明書を発行する。

(プロバイダー)

第9条

プロバイダーの認定と登録は以下の規定による。

1. プロバイダーになろうとするものは、CPD評議会の定める書式によりプロバイダー登録申請を行い、CPD評議会の認定を受けて、CPD評議会に登録される。
2. CPD評議会に登録されたプロバイダーは、以下の規定を守らなければならない。
 - ① 所定の登録料を所定の期限までに支払うこと。
ただし、JIA本部・支部の委員会活動等に基づくプロバイダーであるとCPD評議会が判断した場合には、登録料の支払いを免除する。
 - ② 認定プログラムの内容がプログラム認定基準に合致していること。
 - ③ 参加者の記録等の管理を公正に行い、定められた方法で報告を行うこと。
 - ④ 不公正な行為を行わず、CPD評議会が定めた規則を守ること。
3. 認定プログラムの質を確保するため、CPD評議会はプロバイダーに対する監査を行うことができる。
4. 監査の結果、必要と認めるとき、CPD評議会は、プロバイダーの登録を取り消すことができる。

(認定プログラム認定基準)

第10条

プロバイダーが提供する認定プログラムの認定基準は以下による。

1. 正会員の継続職能研修にふさわしい内容のものであること。専ら自社の製品宣伝は認めない。
2. プログラムの内容は細則第4条の規定に適合していること。
3. プログラムは原則として全参加者に開かれていること。

(認定プログラムの認定・登録)

第11条

プロバイダーが提供する認定プログラムの認定・登録の手順は以下による。

1. CPD評議会は、プロバイダーの提供するプログラムが、認定基準に適合しているかどうかを審査し、細則第4条のどの項目についての研修かを確認する。
2. CPD評議会は、建築CPD情報提供制度によるプログラムの相互利用のため、建築CPD情報提供制度プログラム認定基準及び判定指針に適合しているか確認する。
3. CPD評議会は、プログラムが認定基準に合致していない場合など、必要と認めるときは、プロバイダーに対し適宜指導を行う。

4. 認定と登録は原則として次の手順で行われる。
 - ①プロバイダーによるプログラムの企画。
 - ②プログラム実施 2 週間前のCPD評議会への認定申請。
 - ③CPD評議会によるプログラムの審査と認定。
 - ④必要と認めるときは、CPD評議会からプロバイダーへ申請内容の確認。
 - ⑤CPD評議会によるCPD情報システムへの認定プログラムの登録。これを以てプロバイダーへの認定通知とする。
5. 第9条4項による監査の結果、CPD評議会はプログラムの認定を取り消すことができる。
6. プロバイダーは、Web プログラムを提供することができる。Web プログラムを提供する場合は、別に定める、講習会・講演会等に関する合意書により、当該講習内容が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害するものでないことを保証することを確認しなければならない。

(認定プログラムの評価)

第12条

参加者は以下の規定により、自ら参加した認定プログラムを評価することができる。

1. CPD評議会は、参加者に対して任意に、受講した認定プログラムのテーマ、内容、講師、教材、時間等に関する事後評価を求めることができる。
2. 参加者は受講した認定プログラムに関して、テーマ、内容、講師、教材、時間等に関する評価をCPD評議会に提出することができる。
3. CPD評議会は1. 及び2. の評価を基に、プロバイダーに対して、適宜指導する。
4. CPD評議会は1. 及び2. の評価結果を、よりよいプログラムの開発のために使用することができる。

(諸費用)

第13条

第2条4の登録料は以下の通りとする。

1. 正会員以外の参加登録料は初年度4,000円/年、次年度以降3,000円/年。ただし、4月1日から翌年3月31日を1年とする。
2. プログラム登録料は1年間のプログラム申請件数により、下記のいずれかとする。ただし、4月1日から翌年3月31日を1年とする。
 - ①1～9件まで 5,000円/1プログラム。
 - ②10～49件のプログラム 50,000円/年。50件以上の場合は+25件ごとに25,000円加算。

付則

(1) 施行

2011年7月20日の改定は、理事会の承認を得て2011年7月21日より施行する。但し、第15条2について、2011年6月28日までに登録済のプロバイダーは、次回更新時からの適用とする。

2015年7月28日の改定は、理事会の承認得て2015年10月1日より施行する。

2019年10月10日の改定は、理事会の承認得て2019年10月10日より施行する。

登録建築家証 見本



携帯用



建築家の業務における国際的な職能規範の勧告に関するUIA協定

2006年版以降、前文・序文・職能4原則については改定が無い。2022年、一部改訳。

前文

建築家は職能人として、自らが仕える社会に対して意を尽くすという基本的な義務を負う。この義務は、建築家の個人的利益や依頼者たちの利益に勝るのである。

職能的業務サービスの取引が急速に増加し、建築家が自分の所属しない社会にも業務提供することが一般的となった世界において、国際建築家連合は、建築家の業務についての国際的な職能規範が必要不可欠である、と確信するものである。

この協定で定義される規範を満たす建築家こそが、その教育水準、能力、そして倫理的行動ゆえに、自身が仕えるいずれの社会に対しても、その最大の利益を守ることができるであろう。

序文

UIA の理事会は 1994 年に職能実務委員会（PPC）を設立し、また委員会の作業計画を承認した。この委員会の 1993～1996 年期における 25 カ月にわたる集中的な作業の末、UIA は 1996 年 7 月バルセロナの総会において、「建築家の業務における国際的な職能規範の勧告に関する UIA 協定案」の初版を満場一致で承認した。これにより UIA 協定は規範の勧告として確立され、UIA とその PPC 委員会のその後の作業の指針ともなった。

UIA は、この協定の初版を全ての加盟団体に配布し、意見を求めるとともに、1999 年の第 21 回 UIA 北京大会での総会発表に向け、規範の枠組みのさらなる整備への協力も仰いだ。

1997～1999 年期の PPC 委員会の作業は、理事会メンバー、UIA 加盟各国団体、そして協定の作業委員会からの意見・提案の分析やこれらへの対応を軸とするものとなった。これらの意見に応えるとともに、課題別方針ごとのガイドライン文書に関する委員会の議論の成果を組み込むために、協定（アコード）の初版は修正されることとなった。後者のガイドライン文書は、本協定の課題別方針の骨格に具体的な肉付けを与えるよう作成されたものである。

本協定（アコード）とそのガイドラインは、各 UIA 加盟団体の主権を認識し、同等性の原則を実現するための柔軟性を許容し、UIA 各加盟国の地域的な固有条件を反映するための要件追加が可能であるように構成されている。

この協定の意図するところは、対立する利害の調整による合意をもって義務的な基準を設けることではない。むしろ、この協定は、公共の利益に最も貢献しうる規範や業務のありようを客観的に確立させようという、建築家の国際的共同体による協働の努力の成果である。この協定（アコード）とガイドラインは、何が建築家という職能にとって最善の実務行為とみなされるか、そして建築家が強く自らに願う水準、これらを定義することを意図している。

これらは進化し続ける文書であり、今後、意見を尊重し、経験を踏まえて、常に見直しと修正の対象となるものである。UIA 各加盟団体の主権は尊重されつつも、各加盟団体には、この協定とガイドラインの採用を推進すること、また適切な場合には既存の慣習の改善や法令の改正を求めることを推奨し、また促すものである。

本協定（アコード）とそのガイドライン文書は、建築家業務の相互認証の交渉にあたらうとする各国政府、交渉当事者または関係者にとって、実践的な指針となることを意図している。アコードとガイドラインはその認証の交渉の一助となるであろう。最も一般的な認証の達成方法は二国間合意であり、これは GATS 第 7 条において許容される旨、示されている。教育年限や試験基準、実務経験要件、法規制の範囲には各国の差異があり、これらのどれもが、多国間での相互認証の実施を極めて難しくしている。二国間交渉は、二つの特定の環境に関わる主要課題に焦点を絞ることを容易にするだろう。

しかしながら、いったん二国間の相互合意が達成されれば、それは他の同様な合意を誘導することになり、究極的にはより広範な相互認証へと広がるであろう。

この協定には「プロフェッショナリズムの 4 原則」という宣言がまずあり、一連の課題別方針がこれに続く。それぞれの課題別方針は、主題の定義から始まり、背景、そして方針自体へと続く。

1999 年 6 月、第 21 回北京総会において、この協定（第 2 版）は全会一致で採択された。採択の決議の写しを付録 A として添付する。

プロフェッショナルリズムの4原則

建築家という職域のメンバーは能力・誠実性・職能意識を高い水準に保つことに専心し、そしてそのことによって、建築・都市環境、公共の福祉そして文化の持続可能な発展に不可欠な、建築家に特有の技量や素質を社会にもたらし。

建築家の職能の原則は、法令、倫理規範、そして職業上の行動を定義する規定類によって確立されるものである。

専門能力： 建築家は、教育、卒業前と卒業後の職業訓練、そして実務経験を通じて、知識・技能・理論的思考の有機的体系を備えている。 建築教育、実務訓練、そして試験という制度が組み立てられるのは、建築家に業務を依頼する際、その業務の適切な実施を可能とする水準に建築家が達していることを社会に保証するためである。 さらに、大部分の建築家団体、そしてまさにUIAは、建築の芸術および科学に関する知識を維持活用し発展させるとともに、建築という生きた文化遺産を尊重し、その拡大に寄与する、ということ自らに課している。

自律性： 建築家は、客観的な専門的助言を依頼者や使用者に与えねばならない。 建築家は、建築の芸術と科学の追求において、深い学識に基づく妥協の無い専門家としての判断が、他のいかなる動機にも優先するという理念を守る義務を負う。 建築家はまた、関係諸法令の精神と条文を進んで受け入れる義務を負うとともに、その業務活動の社会的・環境的影響についても慎重な検討を施さねばならない。

献身性： 建築家は、依頼者そして社会のために業務に従事し、高度に無私の献身を示さねばならない。 この職業に従事する者は、依頼者のために能力を惜しまず、また職能に相応しい対応をし、依頼者に代わって予断や偏見の無い判断を示さなければならない。

責任： 建築家は、依頼者に与える第三者的な助言あるいは必要な場合の批判的な助言に責任を持つということ、そして、自らの仕事が社会や環境に及ぼす影響に責任を持つということ、を自覚する。 建築家はその職能的業務サービスを遂行するのは、建築家自身が、あるいはコンサルタントとの協働により、その業務に特有の関連技術分野について、教育、訓練あるいは経験に基づき、実務能力を備えている場合に限られる。

UIAは、その各国加盟団体およびPPC委員会による建築家実務に関する計画を通じ、公共の健康・安全・福祉・文化に資するために、プロフェッショナルリズムの原則および職能の諸規範の確立をめざす。 また、建築家の能力や職能規範についての相互認証が、公共の利益ならびに職能の信頼性を維持することつながるという立場を支持する。

UIAの原則ならびに規範は、徹底した教育と実務訓練をとおして職能にとって基礎的な要請を建築家が満たすことを目途としている。 規範については、各国ごとに異なった教育の伝統があることを認識し、従って同等性を確保するための調整要素を許容するものである。

UIA アコードと各勧告ガイドライン その骨子概要

0 プロフェッショナリズムの4原則

- 専門能力： 建築家に要求される業務能力の水準と、その担保システムに言及。
建築の芸術面・科学面 双方の知識の維持・活用・発展、生きた文化遺産である建築への貢献。
また、これらの専門能力への職能団体や UIA の寄与。
- 自律性： 客観的で妥協の無い専門家としての判断が、他のいかなる動機にも優先される。
法令の遵守。 社会的・環境の影響への配慮。
- 献身性： 依頼者と社会のための、高度に無私の献身。 能力を惜しまず、予断や偏見の無い判断。 職能に相応しい対応。
- 責任： 建築家は、依頼者へ第三者的(必要なら批判的)な助言をなす責任や、自らの営為が社会や環境に及ぼす影響への責任を持つ。 その責任上、自身またはチームの実務能力・知見を超える業務は行わない。 <Accountability>

UIA は、この4原則および以下の諸規範の確立をめざす。 また、建築家の能力や職能規範についての相互認証が、公共の利益や職能の信頼性に寄与するという立場にある。

1 建築家の業務

- ・単体の建物または建物群の設計・新築・増築・保存・修復・改造から都市計画に至るまで、これらに関わる業務。
- ・具体的には：基本計画、土地利用計画、都市デザイン、基本調査・設計・模型・図面・仕様書・技術文書の作成、建築家以外のコンサルタント（構造・設備等のエンジニア、都市計画家、ランドスケープ・アーキテクト、等々）が作成した技術文書の統括的調整、コスト調整、工事請負契約の管理、工事監理、プロジェクト・マネジメント。

2 建築家

建築家の呼称は、以下の全てに該当する者に与えられる。

- ・学歴および実務能力にて基準に達している。
- ・(一般的には) 法律上の各管轄圏での建築家業務の登録/免許/証明を取得している。
- ・①公正かつ持続可能な開発、②福祉、③空間・形態・歴史的文脈から見た社会の居住環境の文化的表現、これらを主導する責任を持つ。

3 建築家の基本要件

- ・「2」で定義した建築家として登録/免許/認定を取得するための基本的要件は、以下の 3.1 から 4.3 までに列記された、知識・技能・能力。
建築家業務を営む資格があると認められるには、(公的に)認可された教育・訓練、および実証可能な知識・資質・経験が必要。

- 3.1 美的要請と技術的要請の双方を共に満たし、かつ環境的な持続可能性を目指した建築設計を生み出す能力
- 3.2 建築および関連する芸術・技術・人文科学の歴史と理論に関する十分な知識
- 3.3 建築設計の質に影響する要素としての美術に関する知識
- 3.4 都市デザイン・計画に関する十分な知識、およびその計画過程で必要となる技能
- 3.5 人と建物との関係、また建物とその環境との関係についての理解、そして建物や建物間の空間を人間的な尺度や要求に関連付けることの必要性の理解
- 3.6 建築における職能と建築家の社会的役割、特に、社会的要素に配慮した建築企画書をまとめる際の役

割に関する理解。

- 3.7 建築計画の調査や企画書作成の方法(・手順)に関する理解
- 3.8 建物の設計に伴う構造設計・施工・工学的諸問題に関する理解
- 3.9 建物を気候条件から保護し、その内部の快適性を確保するための、物理的な課題、適用技術、あるいは機能に関する十分な理解
- 3.10 建物のユーザーのニーズを、予算的・法的制約の中で満たすのに必要な設計技量
- 3.11 設計コンセプトを建物として具体化させ、個々の計画を全体計画にまとめる際の、産業・組織・(法令等の)規制・自治規制・手続きに関する十分な知識
- 3.12 人間的・社会的・文化的・都市的・建築的・環境的な価値への責任、そして建築遺産全体に対する責任の自覚
- 3.13 生態系を持続可能にする設計、そして環境の保全や修復、これらを達成できる方法に関する十分な知識
- 3.14 建築に関する秩序や工法の包括的理解に基づく、建築技術についての創造的な能力の開発
- 3.15 資金計画、プロジェクト・マネジメント、コスト管理、そしてプロジェクトの達成方法に関する十分な知識
- 3.16 学生・教員双方における、建築の学習に固有の調査技術の育成

建築教育には以下の能力の習得が含まれる：

- 4.1 デザイン
- 4.2 知識
 - 4.2.1. 文化・芸術分野の学習
 - 4.2.2. 社会分野の学習
 - 4.2.3 環境分野の学習
 - 4.2.4. 技術分野の学習
 - 4.2.5. デザイン分野の学習
 - 4.2.6. 職能分野の学習
- 4.3. 技能

以上が「最低限の基礎」である。

4 教育

- ・建築家教育は全卒業生について、以下を保証しなければならない。
- ・技術体系や要件、健康・安全や生態系バランスへの配慮を含む、建築設計の知識と能力
- ・建築における、文化的・知的・歴史的・社会的・経済的・環境的要因の理解
- ・分析的かつ創造的な洗練された思考力と、社会における建築家の役割と責任の完全な理解
- ・UIA/UNESCO 建築教育憲章に従い、UIA は、建これも認定/認証/認可された建築課程により、フルタイムで5年以上の期間を掛けて行われることを提唱する（実務経験/訓練/インターン制は別途）。ただし各国ごとの多様性も容認。

5 認定/認証/認可

- ・大学教育課程は外部独立審査機関から適当な期間（5年以内）ごとに認定/認証/認可
- ・UIA は高等教育全国的組織と協力し、建築家の職能教育の内容基準を作成。
- ・有能な建築家の業務に求められるデザイン、技術、専門技能、倫理性が、公共の利益において適切であることを到達基準が保証すること。
- ・建築家教育は5年以上の期間を提唱。
- ・認定方法は（大学とは）独立した組織によって行う。
- ・評価はプログラム、シラバス、スタジオプログラム、試験、外部審査員報告により、文書および訪問で行い、書面により報告。

6 実務経験/訓練/インターンシップ

- ・建築専攻の卒業生に少なくとも2年間の一定水準の経験／訓練／インターンシップ。
- ・実務経験／訓練は、1) プロジェクトと事務管理、2) 設計、設計図書作成、3) 建設図書（施工図・仕様書）作成、4) 契約管理。
- ・記録を作成、監督者は登録または免許を持つ建築家かつインターンの雇用主または建築家。
- ・期間後に実証する知識・能力は、1) 建築家の業務、2) プロジェクト・マネジメント、3) 事前設計と敷地分析、4) プロジェクト業務と方法、5) 基本計画、6) 基本設計・および図書、7) 実施設計図書、8) 契約管理。

7 職能的知識と能力の実証

- ・修得の知識・能力は適切な証拠を示し証明するが、証拠としては上記実務経験／訓練／インターンシップ修了時に1回以上の試験に合格（試験の対象とならないものはその他で証明）すること。
- ・「建築家」という称号は、大学レベルの教育課程と、指導・評価を伴う実務訓練または同等の期間、双方を修了したことを実証できる個人にのみ授与される、ということが重要。
- ・これについてのUIA推奨モデルは、1) 学術的職能教育、2) インターンシップ／職能経験、3) 最終職能試験／評価、等。

8 建築家の業務の登録／免許／認定

- ・登録／免許／認定とは、個人が建築家として業務に従事する資格のあることの公法上の承認を指し、無資格の者が特定の職務を果たすことを防止するための法規制を伴う。職業免許は、市民の健康、安全、福祉を擁護するための国家本来の警察権の行使。「免許」は、ほとんどの国で下記の業務規制の意味で使用されている。
- ・「業務規制（業務独占）」とは、教育・訓練・試験に関する一定の法的基準を満たした個人のみがその職能の業務に従事できるようにすること。
- ・「称号登録（名称独占）」とは、その職能の業務提供者が訓練済／一定水準の者か、未訓練／水準未確認かを、識別する最小コストの手段として、称号の使用のみを規制すること。
- ・UIAは、建築家の登録／免許／認定を、法令に規定されるべきものとして促進。またその法令は、業務規制（業務独占）に基づくべきと勧告。
- ・UIAは、国家間などの相互認証協定は登録建築家*のみが対象である、という立場。また法の差の調整はこのガイダンスへの準拠を推薦。（*業務登録／称号登録いずれも含む）。
- ・建築家の業務の定義、登録者の行動規制を明確にし、登録資格は、学位、実務訓練、試験、個人面接、品行等によって判断。
- ・業務組織の法的許可基準は、経営者の3分の2が登録建築家であること。また各プロジェクトにおいて業務担当者が登録建築家が関与すること。
- ・未登録者の建築家業務の規制は法律的になす（犯罪として扱う）べき。

9 建築家業務の受注

- ・設計競技方式（コンペ）／資質評価方式（QBS）の二つについて記述
- ・業務と報酬の種類について記述

10 倫理および行動

この章は建築家の倫理および行動の規範について記載

- ・建築家は、最高水準の独立性、公平性、専門上の機密性、誠実性、能力、職能をもって可能な限りの最高品質の設計、技術、業務の成果についての義務を負う
- ・その義務とは
 - 1) 一般的義務...すべての建築家は、教育、調査、訓練、継続職能開発（CPD）及び経験を通して、建築の芸術・科学・業務の体系的な知識と理論を身に付け、常に保持

- 2) 公益における義務...健康、安全そして公共福祉を保護し、それらの作業や業務の実行において、自らの職能活動が社会および環境に与える影響を考慮。社会のニーズを尊重し、建築環境および自然環境の品質と持続可能性を取り入れることはすべての建築家の義務である。
- 3) 依頼主への義務...その作業及び業務を遂行するにあたり、依頼主に対して、忠実かつ良心的。常に偏見のない公平な判断力を行使。いかなる段階においても、依頼主、実際あるいは将来の利用者、工事請負業者、またはその他の関係者または組織に、利害の衝突が発生する、もしくは当該者においてそう推定し得る重大な状況を知った場合は、直ちに開示。その際、建築家はそのような状況が関係者・関係組織の利益を阻害したり、建築家の義務を妨げることを無いかを保証しなければならない。
- 4) 職能上の権利における義務...この職能の独立性、公平性、職能の秘密厳守、誠実性、品位と尊厳を保持する義務を有し、他者の正当な権利や利益を尊重しつつ身を処する。

11 継続職能研修 (CPD)

- ・継続職能研修とは、建築家の知識と技能を維持、強化、または向上させて、社会のニーズに関連する知識と能力を確保する生涯学習プロセスを意味。CPDのあり方に言及。

12 業務の範囲

- ・建築環境の創造に不可欠である7つの中心的構成単位を提供。
 - 1) プロジェクト・マネジメント、2) 調査と計画、3) 工事費管理、4) 設計、5) 調達、6) 契約管理、7) 保守運用計画
- ・プロジェクトフローについて段階的に記載。
 - A.設計前、B.コンセプトデザイン、C.基本設計、D.実施設計、E.入札・校章・契約落札、F.工事、G引渡し、H.建設後、I.その他

13 業務の形態

この章は業務（法的組織体）の形態を記載。

- ・A) 基本的かつ主要な業務の形態...個人事業／無限パートナーシップ／合名会社／有限パートナーシップ／有限会社／株式会社
- ・B) 特殊な業務の形態...グループ業務／共同業務／コンソーシアム等
- ・C) 他の業務の形態...政府／準政府機関／公的機関
- ・勧告される業務の形態は、個々の建築家と同じ特性を維持することで企業体はその特性を維持し、利益相反および建築家の自律性が損なわれる可能性を回避するための基本的な条件を、1.所有権、2.取締役会の構成、3.業務管理担当最高責任者、4.職能事項担当最高責任者、5.民事責任者、6.刑事責任者、7.管理事項の責任者、8.利益相反および建築家の自律性損失に関するその他の事項、にあるとする。

14 他国における業務

この章は他国における業務について、ローカルアーキテクトとの協働など、他国での業務ガイドライン記載。

15 知的財産権および著作権

この章は知的財産権および著作権についての法的問題を記載。

- ・知的財産の保護が創造的知的努力による建築家の実践を可能にする
- ・著作権、保護著作物、著者の利益の保護、保護期間、著作権の行使、建築図面の所有権、UIA加盟団体間の協力、損害、制度上の取り決めというテーマで論じている

16 建築家職能の自治管理（規制と職能団体の役割）

- ・職能団体の設立によって、三つのグループの利益が果たされるとする。
A.消費者、B.公共、C.職能
- ・職能団体の機能、役割、建築家職能のガバナンスを論じている。

17 建築プロジェクトの提供方式

- ・プロジェクトの提供方式を、プロジェクトの依頼主と建物の設計・図書作成および工事に係わる当事者間の契約上の諸関係と定義し、以下に分類。
従来の建築契約／コンストラクションマネジメント／管理契約／設計施工／ノベーション／官民パートナーシップ／連合方式／統合型プロジェクト調達に分類。
- ・各方法での成功に不可欠な側面を、独立した評価／CMr、管理契約者の専門知識の必要性／施工者の設計への参画／早期着工のリスク／各段階での建築家と依頼主の直接コミュニケーション／イノベーションの範囲／時間とコスト管理の有効性／設計図書の範囲の分野等において定義すべきとしている。

18 建築家の業務報酬の向上

- ・業務報酬の適切性（妥当額）は、個々の契約の建築家の責務だけでなく、依頼主、職能、社会に対する責務全般に関して評価される。
- ・建築家の全費用の報酬、リスク対応や投資準備金の構築、公正な利益の付与がなされるように算定。
- ・職能団体はプロジェクトのタイプ・規模・複雑性・工物品質水準ごとの業務報酬の妥当範囲に積極的に関与する。
- ・報酬算定の基本要素は時間給であり、1時間当たりの合計経費は総給与（直接人件費）のみの200～240%となる。
- ・委託業務執行に必要な労働時間の事前見積は、以下のいずれかもしくは複合した方法でなされる。
時間報酬制その1／時間報酬制その2（プロジェクトタイプ+プロジェクトサイズ）／床面積報酬制／パーセンテージ報酬制／固定パーセンテージ報酬制／一括報酬制／小的報酬交渉
- ・建築家の報酬に影響を与えるその他の要因
- ・業務報酬のための情報システムの作成
- ・様々な長短所を比較すると、時間制報酬（プロジェクトタイプ+プロジェクトサイズ）によるものが履歴データに基づくなど優れているといえる。

「建築家の業務の登録／免許／認定」の一部

5. 業務の形態 <「業務形態」として独立のガイドラインもあるので、要参照>

建築家の業務が法人の形で提供される場合は、その組織は建築家の実効支配の下にあるべきであり、また業務・作業・行動に関する職能基準が建築家個人と同一に適用かつ維持されるべきである。UIA 職能実務委員会のアンケートに回答した加盟団体の大半は、彼らの国がパートナーシップや従来の企業形態での建築家の業務遂行を許可していることを示した。法人形態での業務への規制や最近の有限責任会社（以下 LLC）に課せられる規制は、しばしば煩わしい。これらの規制の多種多様さから、組織での建築家業務を尊重しつつその組織業務の健全性・誠実性を保証する、合理的で国際的な規定を目指すガイドラインの必要性が判る。

5.1 業務組織

UIA ガイドラインは、各国(法的管轄圏)においてパートナーシップ(有限責任パートナーシップ登録を含む)、LLC、あるいは一般法人にも建築家業務を法令上、認めるための条件を、以下のように勧告する。

- ・ パートナーシップの場合はゼネラルパートナーの少なくとも 2/3、LLC または法人の場合は取締役の 2/3 以上が、その国において法的に建築家として(業務)登録していること。
- ・ 建築家の業務を担当する者は、パートナーシップの場合はゼネラルパートナー自身、LLC や一般法人の場合は取締役自身であって、建築家として(業務)登録していること。登録機関には、これらの組織の役員・取締役・管理職・利益所有者・その他の情報を、書面で提出させる権限が法的に与えられるべきである。

5.2 組織名

その国で建築家の業務を行おうとする会社/LLC/パートナーシップが、取締役/管理職/ゼネラルパートナーのうち、いずれかの国で建築家登録をしている者全員の氏名・住所・その他の関連情報を登録機関あて提出し、かつ他の要件も満たしていれば、組織名にそれらの個人名が入っていないとしても、業務登録を許可されるべきである。

ガイドライン紹介 2

「倫理および行動」 (アコード本文抜粋とガイドライン文書を統合)

倫理・行動規範は、建築家が業務を遂行する際の、専門家としての身の処し方の基準を定めるものである。その主要な目的は公益の保護であり、これには弱者と社会福祉全般への配慮、そして建築家という職能にとっての利点の増進も含まれる。

UIA は各加盟団体に、本協定及びガイドラインを自国の倫理・行動規範に導入するよう、奨励する。なお、現行の UIA コンサルティング・サービスに関する国際倫理綱領は引き続き効力を有する。

建築家は業務を行う法的管轄圏において適用されている倫理・行動規範を守り、これに従わなければならない。

ガイドライン総合序文 (新版*、一部内容整理)

基本原則

このガイドラインは以下の原則のもとに読解されるべきである。

- ・建築家は、最高水準の独立性・公正性・業務上の機密性・誠実性・能力・職能意識をもって、意匠・技術・依頼者奉仕の各面での成果を可能最高の質とする義務を負う。
- ・建築家は、建築・都市環境 (Built Environment) の進化とその舞台となる社会や文化にとって不可欠な、建築家ならではの専門的知識・技量・才能を社会に提供する。

各原則とその適用について

以下の「原則」とその「適用」は、建築家の全ての活動につき場所・国を問わず適用されるものであって、公共社会、建築の依頼主や利用者、建設産業、そして建築の芸術と科学*に対する、建築家の責任を扱う。建築の芸術と科学とは、未来への遺産となる知識と創造の連続体であるとともに、社会における建築家のレガシーでもある。

建築家の業務に不十分な点があったり、このガイドラインの「原則」と「適用」が守られなかったりした際、必ずしもそれらの全ての場合について建築家への苦情や懲戒手続きが正当となるわけではないが、建築家の行動(品性)や適格性を検証すべき場面にては、以下のガイドラインが遵守されているかどうか問われることになる。

* 参考：ガイドラインの旧前文 (2006年版)

建築家たる者の本分は何か。それは、専門家としての自覚、誠実さや能力を最高水準に保ち、考え得る最高の質を業務成果として獲得するよう献身し、またそうすることによって、社会や文化を支える建築環境の発展に不可欠な、建築特有の専門的知識、技倆および才能を、社会に提供することにある。

以下に示すのは、コンサルティング業務を引き受けるに当たって、こうした義務を果たすための建築家の行動の原則である。これらは全ての職能的活動に対して、国・場所を問わず適用される。これらの行動原則は建築家はその責任を負うためのものである。その責任とは、一つには、この職能の奉仕対象である、より豊かな社会に対するものであり、また一つには、建築の依頼主や利用者に対するものであり、建築環境形成を支える建設産業に対するものでもあり、そしてまた一つには、建築の芸術及び科学に対して、つまりこの職能や社会が受け継ぐ遺産と伝承としての知識や創造力の連続体に対するものである。

原則 1 一般的義務

建築家は自由な職能(*)の一員として、建築家としての全ての発言や行動につき、誠実・高潔でなければならない。

(* *Wiktionary* から *"liberal profession"*: *An occupation pursued in relation to an ideal of public service and requiring substantial mastery of complex skills in the liberal*

arts or sciences which cannot be delegated to assistants. 公益奉仕の理想のもとに従事する職業であって、学芸・科学面での複雑な技能に十分に熟達していることが必要で、かつ、助手などに委託できないもの。「間違いなく法曹や医者が、またおそらくは建築家や科学者が、これに入る」)

建築家は建築の芸術面・科学面の知識を維持・前進させるとともに、建築界の遺産の総体を尊重し、その発展に貢献しなければならず、また建築の芸術・科学・業務の追及に当たっては、他のどんな動機よりも、学術的かつ自立した専門的判断を優先させなければならない。

参考：旧文面

建築家は、教育、訓練及び経験を通して、建築の芸術・科学・業務の体系的な知識と理論を身に付け、常に保持する。建築教育・訓練・試験という一連の過程は、建築家はその職能上の業務を委任されたとき、それを適切に遂行するために必要な水準を満たしているということを社会に対して保証するために、構成される。建築家は、建築の芸術および科学についての自身の知識を維持・向上させ、建築文化の遺産の総体を尊重するとともにその発展に貢献し、そして、建築の芸術・科学・業務の追及に当たっては、他のどんな動機よりも、学術的で妥協のない専門的判断を優先させるといふ、全般的義務を負っている。

適用

1. 1 建築家は皆、体系的な継続職能研修(CPD)を通じて、自らの実務に関連する分野での専門知識と技術の不断の維持・向上を確保・保証する。
1. 2 建築家は皆、建築の教育・研究・訓練・意匠設計・技術・工法・実務をはじめ、関わる全ての分野において、最高水準をたえず追求し向上させるものとする。
1. 3 建築家は皆、業務遂行時のモニタリング(抽出チェック)やレビュー(見直し)をはじめとする適切かつ有効な内部手順、ならびに責務を欠落なく効率的かつ期限内に履行するための有資格の管理スタッフの配置を、確保・保証するものとする。
1. 4 建築家の直接の管理責任のもとで従業員もしくは他の者がその建築家に代わって業務を行う場合、そうした者ないし組織全体が当該業務の遂行能力を有すること、および業務の全期間中、適切な管理・指導下に置かれることを、建築家は保証する責任を持つ。他者が準備した意匠設計上・技術上の(成果)提出物を後から見直したり訂正したりすることは、直接的な管理行為には該当しない。見直しを行う者はその提出物の準備過程を統括しておらず、内容に関する詳細な知識も持たないからである。
1. 5 建築家は皆、不合理あるいは非現実的な妥協を要求される場合には、建築家業務契約や雇用契約を破棄する権利を有する。
1. 6 建築家の作業・業務すべてをまかない、また依頼主・職能・社会に対する責任の全体に見合う報酬案を作る際、プロジェクトの特徴や範囲について根拠となる十分な情報が無い限り、報酬を提示してはならない。建築家の実際の負担額を意図的に下回るような報酬の提示は不正競争とみなされる。
1. 7 建築家は契約交渉中に、他の候補者からの同一案件の報酬提案を知り得た場合も、これを考慮に入れて自身の報酬案を修正してはならない。
1. 8 以上の適用項目は、いかなる建築家の非良心的な手抜き行為からも、依頼主と社会を保護するために必要となる。

原則 2 公益における義務

公共の利益のために建築家は、その責任のもとでの作業・業務ないし職能上の活動に関する法令につき、その文言と精神の双方を遵守する。建築家は公共の健康・安全・福祉を保護し、そうした作業・業務の実行において、自らの職能上の活動が社会および環境に与える影響を考慮しなければならない。そして何より、社会のニーズを尊重し、建築・都市環境および自然環境の質と持続可能性に貢献することが、すべての建築家の義務である。

UIA は、加盟団体が社会貢献の一環として専門的ボランティアサービスの提供に従事することを奨励する。建築家は、経済的に恵まれない、非営利の、または信仰による奉仕に基づく地域コミュニティの組織に、有意義に貢献する独自の技量を有する。社会貢献作業は、建築家の職能について社会が持つイメージ向上に積極的に寄与し得るが、業務上の責任が伴わないことにはならない。（なお、）各加盟団体は会員と緊密に連携して、それがボランティアであるか否かに関わらず、各プロジェクトまたはコンサルティングに適用されるすべての法律・規則に適合するための適切な法的アドバイスの必要性につき注意喚起しなければならない。

適用

- 2.1 建築家は皆、創造に際し、建築の所在するコミュニティの価値体系や自然環境的・文化的な遺産を尊重し、その保全と発展を図らねばならない。そして自らの業務成果を使用または享受するであろう人々すべての最大利益を常に意識しながら、最上質の設計（デザイン）で（ビルト・）エンパイロメントを改善するのみならず、その中での生活の質と居住空間とを、持続可能性～特にエネルギーと水質の保全ならびに地球気候変動の観点からの排出炭素の低減～に配慮しつつ改善するよう、努力を重ねる。
- 2.2 建築家は、虚偽または欺瞞的な方法で、自分自身やその業務内容についての情報提供・営業促進・描写をしてはならない。また自分の代理としてであれ無かれ、他者のそのような行為を許してはならない。
- 2.3 建築家は皆、いかなる時も、職能的義務と相容れなかつたり自身の独立性・公平性・誠実性に疑念を抱かせたりするような、行動や状況を避けなければならない。
- 2.4 建築家は書面化されているかどうかに関わらず、自身の知識や職能上の見解に反する意思表示、他者にとって誤解を招いたり不公平な意思表示、あるいは職能や依頼主・利用者の信用を傷つけるような言説を、作成・支持・黙認してはならない。
- 2.5 建築家は、犯罪や非倫理的行動のほう助に繋がるいかなる行為も、あるいは財務・財政上の違法行為や逸脱を隠蔽・偽装しかねないどのような行為も、促進・奨励・支援・黙認してはならない。
- 2.6 建築家は皆、本ガイドライン、ならびに建築家の業務に適用される各国の規則・法律を遵守し、これに従わなければならない。

原則 3 依頼主への義務

全ての建築家はその作業・業務を遂行するにあたり、依頼主に対して、誠実かつ良心的で、能力を惜しむことなく、職能人に相応しい姿勢を示し、かつ、独立性・公平性・誠実性を保持、そして入念・有能・勤勉である義務を負う。建築家は皆、いかなる時も独立した立場で偏見のない公平な判断をください。あらゆる専門的業務の実施において、関連する技術的・専門的基準を尊重する。建築の芸術・科学・業務の追究に当たっては、独立・公平で学術的かつ専門的な判断が、他のどんな動機よりも優先されなければならない。

適用

3. 1 依頼主や将来の利用者から示された要望や条件は、それらが本ガイドラインの遵守と矛盾しない限り、建築家の業務提供において尊重される。ガイドラインとの矛盾が実際発生または発生が予測された場合には、建築家は直ちに依頼主に、そして適切であれば利用者にも、これを通知する。その先、明示的な別段の合意がない限り、要望や条件をガイダンスに合致させるか、その業務あるいは雇用に関する契約を直ちに辞退する。
3. 2 建築家は、自らが十分な知識と能力（EU 資格指令 2005/36/EC）を有することを示し得る領域でのみ、また、依頼主からの委託を全て満たすのに必要な財務的・技術的な裏付けを十分賄える報酬の合意がある場合のみ、業務を引き受ける。
この義務は、受託者、依頼主、現在・将来の利用者、いずれかの委託または代理であるコンサルタントの存在に影響されない。建築家が委託するコンサルタントは全て、関連特定分野における教育、訓練または経験によって適格とすべきである。
3. 3 建築家は全て、その報酬を、該当業務または雇用に関する契約で特定された料金または謝礼以外の形では受け取ってはならない。
3. 4 建築家は、契約獲得のためのいかなる誘導的な供与も支払いもしてはならず、PMr や CMr、監理者、依頼主、現在・将来の利用者、工事業者、専門工事業者、製造業者等から、開示できない利益を得るためのいかなる誘導的な供与も支払いも、これを受けたり与えたりしてはならない。
3. 5 いかなる段階においても、利害の衝突が発生するか、関係者の目にそのように見られ得る重要な状況を建築家が知るに至った場合には、直ちにこれを依頼主、現在・将来の利用者、工事契約者、その他の関係者・関係組織に開示するものとする。業務続行が許された場合、それ以降は建築家はそのような状況が関係者・関係組織の利益を阻害したり、建築家の義務を妨げることの無いことを保証しなければならない。契約の実施状況に関する評価判断を求められている場合はなおさらである。

参考：旧文面

3. 10 規範：建築家は、利害の衝突が発生すると推定し得る重要な状況を知った場合は、それを依頼主、所有者あるいは工事請負業者に開示するものとする。また、その利害の衝突が、関係する人々の正当な利益を危うくするものではないということ、そして建築家の義務である、他者間の契約履行についての公平な判断の提供をこれが阻害しないということ、建築家は保証しなければならない。
3. 6 建築家は、依頼主および誰であれ現在・将来の利用者に対し、独立した公平な助言を提供する。
3. 7 建築家の契約条件は依頼主との書面による合意とし、特に以下を含むものとする。
 - ・作業や業務の範囲
 - ・責任の配分と制限
 - ・プロジェクトあるいは建築家の作業・業務の予算や、その他のコスト制限
 - ・作業・業務へ支払うべき報酬、その計算方法（記載に適す場合）、支払期限
 - ・解約が正当化される状況建築家は 2014 年総会承認の建築家の業務報酬の向上に関する勧告ガイドラインを参照のこと。
3. 8 建築家は皆、依頼主または現在・将来の利用者の事柄に関する秘密を守り、依頼主およ

び関係者の文書による事前同意なしに機密情報を開示してはならない。法により開示が求められる場合を除く。

3. 9 建築家は、高い技量、細かな配慮および当然の勤勉さをもって、その業務を推敲するものとする。
3. 10 建築家は、不当な遅滞なく、かつ、自らの権限の及ばない場合を除いて、予め合意された妥当性のある期限内に、その業務を遂行するものとする。
3. 11 建築家は、依頼主のためになされる作業・業務の進捗状況について、また作業・業務の質やコストに影響を与え得るような問題について、常に依頼主に速やかに通知しておくものとする。依頼主が品質・コストに制限を設定する場合は特にそうである。
3. 12 建築家は、業務供給者としての作業・業務に関わる全ての人に対しての、プロジェクトの規模に応じた法定責任に対し、十分に対応できる金額・期間の職能賠償責任保険に、加入可能な場合は加入するものとする。
3. 13 建築家は、迅速かつ丁寧な方法で書面により、苦情に対処する。
3. 14 建築家は、和解・調停・仲裁、あるいは管轄裁判所による解決の代替手段など、利用可能な紛争解決手段（雇用契約の有無にかかわらず）を依頼主に周知させるものとする。

原則 4 職能への寄与に関する義務

全ての建築家は、この職能の独立性、公平性、職務上の秘密保持、誠実性、尊厳を保持する義務を有し、また、他者の正当な権利や利益を尊重した行動をとるものとする。加えて同業者につき、その抱負や貢献を認め、その権利を尊重する義務を負う。

全ての建築家はまた、その作業や業務に対するプロジェクトチーム参加者の貢献を明らかにしなければならない。例えば、スタッフ、依頼主、アーバンプランナー、ランドスケープデザイナー、他の建築家、学際的な専門会社・企業、アーティスト、インテリアデザイナー、構造・技術エンジニア、経営コンサルタント、専門家供給会社、専門工事業者、工事契約者、その他の者。

参考：旧文面

原則 4： 職能に対する義務

建築家は、この職能の品位と尊厳を保持する義務を有し、どんな状況にあっても、他者の正当な権利や利益を尊重しつつ身を処するものとする。

原則 5： 同僚に対する義務

建築家は、建築家同士の権利を尊重し、同僚たちの職能的な抱負や貢献と、自らの業務への他者の貢献とを、認めなければならない。

適用

4. 1 全ての建築家は完全な独立性、公平性、機密保持、誠実さ、そして広い視野をもって職能活動を遂行する。
4. 2 建築家はそのパートナーや共同経営者として不適切な者（業務提供側全般の社会的評価に影響する有罪判決を受けた者、未免責の破産者、いかなる業種であれ免許登録からの抹消者＜自己申請を除く＞、建築家の公認団体や他の同様な団体からの除名者）と組んではならない。

- 4.3 職能の独立性、公平性、品位、誠実性を促進する努力を行動で示し、また、自らの代理者や従業員の倫理と行動も本ガイドラインに確実に適合させることにより、建築家に関係する誰もが、能力不足あるいは嘘や誤解を招く言辞から、保護されていると確信できるようにしなければならない。
- 4.4 国際法または建築家の所属国の国内法で禁止されていない限り、業務を提供する国や法的管轄圏の労働法に従って、雇用者や専門スタッフ（インターン・勤労学生を含む）に報酬を支払わなければならない。勤労学生の定義は国によって異なり、その国で認証された建築教育機関と協力して制定されるべきである。
- 4.5 建築家は、人種、性別、宗教、障がい、結婚歴、性的指向によって差別してはならない。
- 4.6 建築家は、権利者からの明確な許可を得ぬまま、他の建築家の知的財産の盗用、アイデアの不当利用をしてはならない。
- 4.7 建築家が設計競技の審査員として指名された時は、以降その設計競技の内容に関する、あるいは内容から派生する、他のいかなる立場での行為をもしてはならない。
- 4.8 建築家は他者の建築作品に対し、悪意を持ってあるいは不公平に批判したり、信用を損ねようと企てたりしてはならない。
- 4.9 プロジェクトあるいは他の専門業務を引き受けるよう建築家が打診された際、既に他の建築家が同じ依頼主または現在・将来の利用者と、そのプロジェクトまたは関連作業・業務についての契約を結んでいることを知っている場合、もしくは適正な問い合わせによりこれを確認できる場合は、その建築家に（打診のことを）通知するものとする。
- 4.10 他の建築家の作品について意見を述べるように指名された時は、将来または現在の訴訟上の不利にならない限り、当該建築家に（指名されたことを）通知するものとする。
- 4.11 建築家はその業務上の財務が合法的に管理されていることを保証するものとする。
- 4.12 建築家の代理人は、建築許可申請、計画同意申請、建築規制適合承認申請、その他関連の法的申請に署名してはならない。ただし、署名者が設計担当者であるか、署名者の直接的な監督、管理および権限の下で設計されている場合はこの限りでない。
- 4.13 登録・免許を受けた建築家あるいは登録・免許を受けた組織・会社・その他の法人に対して、業務規制当局または職能機関が訴訟手続きを開始または告発した場合は、当該建築家あるいは当該組織・会社・法人のシニアパートナー・会長・最高経営責任者は、訴訟や告訴に応答するために（法定代理人や他の代理人ではなく）直接、出頭しなければならない。
- 4.14 自らは建築家登録をしていない国でのプロジェクトに業務を提供する建築家は、法律、環境、社会、文化、遺産などの要因を適切かつ効果的に理解できるように、地元の建築家と協働するものとする。

以下、2006年版にあった項目で、削除されたもの。番号はその版のもの。 <4.4の一部は新2.1に反映>

- 4.4 規範：建築家は、その能力の限りを尽くして、建築の知識、文化および教育の発展に寄与するよう努めるものとする。
- 5.5 規範：建築家は、他の建築家が指名された業務委託につき、その建築家に不当に取って代わろうと企ててはならない。
- 5.6 規範：建築家は、UIA あるいはその支部が承認し得ないものと宣言した建築設計競技に参加してはならない。
- 5.13 規範：建築家は、自らの業務や仕事内容の功績によってのみ職能的名声を築き、他者が遂行した職能上の成果に対しては、これを認知し、かつその者の功績を記さなければならない。